

尼崎市子ども・子育て審議会

第5回計画策定部会 次第

日時：平成27年11月10日（火）

午後6時30分～午後8時30分

場所：すこやかプラザ多目的ホールA室

1 新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る中間答申（案）について

2 その他

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会計画策定部会委員名簿

No.	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	★ カツキ ヨウコ 勝木 洋子	神戸親和女子大学 発達教育学部児童教育学科教授
2	学識経験者（教育専攻）	ヱガワ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学児童保育学部教授
3	学識経験者（児童福祉専攻）	ハシモト マキ 橋本 真紀	関西学院大学 教育学部幼児・初等教育学科教授
4	特別委員（学識経験者）	☆ イトウ アツシ 伊藤 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授
5	特別委員（学識経験者）	マエダ アキコ 大堀 彰子	帝塚山大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻教授
6	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメバヤシ イサク 梅林 栄作	尼崎市立小学校長会生徒指導担当
7	児童福祉又は学校教育の関係者	スギハラ カズコ 杉原 加寿子	尼崎市医師会理事
8	児童福祉又は学校教育の関係者	タカニ ヒロシ 高谷 浩司	尼崎市PTA連合会会長
9	児童福祉又は学校教育の関係者	トクダ タツグ 徳田 尊嗣	尼崎市立中学校長会生徒指導担当
10	子ども及びその保護者を 支援する団体	モリモト ユキ 森本 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長
11	子ども及びその保護者を 支援する団体	ヤマダ ミル 山田 実	尼崎市子ども会連絡協議会会長
12	市民の代表者	ゴトウ ミズ 後藤 美涼	就学前の子どもの保護者
13	市民の代表者	サカモト マ 迫 真央	就学後の子どもの保護者

★：部会長

☆：副部会長

第4回計画策定部会での意見整理

1 子育て支援に関する審議について

1-1 中学生の居場所について

＜意見＞

- ・ 小学生については、こどもクラブ等の居場所があるが、中学生になった途端に居場所がなくなる。公民館等はあるものの、なかなか中学生が利用しない現状がある。
- ・ 中高生意識アンケートの「子ども会」など地域の大人が主催するイベント、地域の行事（お祭りなど）、地域ぐるみの清掃活動、地域内の運動会の企画段階からの参加意向」では、機会があれば参加したいとの回答が50%を超えているため、そのような機会や場所をどう提供するかが課題だと思われる。
- ・ 目的意識をしっかりと持っている子どもについては、友達や地域の方々等、様々なつながりを持っているが、そうではない子どもは、つながりが希薄でふらふらしている。地域の中で、子どもたちが自分で何かを成し遂げるといった経験があれば良いのではないか。
- ・ 中学生になると、親が子どもを一人にしてしまいがちだが、中学生もまだ子どもである。子ども会で活動している等、地域で顔見知りの関係ができていれば、地域の見守りにつながるが、まずは親が目を離さないようにする必要がある。

＜事務局説明＞

- ・ 地域の居場所として、地区会館や青少年センター等に市内7ヶ所設置している。学校の帰りに寄って宿題をしたり、読書やゲーム等をしている子どもがいる。地区会館によっては、将棋を教えているところもある。

1-2 貧困家庭への支援について

＜意見＞

- ・ 前回の計画策定部会で意見があったとおり、貧困の連鎖を断ち切るためには、学力の向上が重要である。また、学習支援の場を設ければ、定年を迎えた方やボランティアの方が勉強を教えたり、食事を用意する等、地域の方々が集まる拠点となっていくケースもある。

＜事務局説明＞

- ・ 尼崎市では、生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援を行っており、平成27年4月時点では、3ヶ所で学習支援を行う教室がある。また、地域の交流の場も兼ねたこども食堂の取組みも始まっている。

1-3 子育て家庭の相談先について

＜意見＞

- ・ 今までの審議で出た意見については、行政で既に取り組みされていると思われる。ただ、広報が不十分であり、窓口も統一されていないため、どこに相談に行けば分からない状況ではないか。
- ・ 保護者や子どもに対するワンストップサービスとして、特定の窓口を訪ねれば、全ての

支援につないでくれるといった仕組みがあれば、子どもの幸せにつながるのではないか。

2. 次世代育成支援対策推進行動計画の骨格（案）について

<意見>

- ・ 親支援は子育て支援につながるため、それが伝わるような文言表現にすべきではないか。
- ・ 「仕事と子育ての調和」が実現すれば、確かに子育ての負担感軽減につながるが、負担感そのものを軽減するような表現してはどうか。
- ・ 「子育てを楽しむ環境づくり」について、「楽しむ」という文言が子育ての実態と乖離しているのではないか。もっと、子育て家庭に寄り添ったような文言が良いと思われる。

今年度の計画推進部会の進め方について

1 現状

現在、平成28年4月を始期とする新たな次世代計画を策定作業中

尼崎市子ども・子育て審議会では...

計画策定部会にて、新たな次世代計画の策定検討中

第4回まで終了
(次回は10月27日開催予定)

検討にあたって活用している資料

- 後期計画の内部評価書
- 後期計画の外部評価書
- 各種アンケート結果

平成25年度の実施状況までを
総括評価としてまとめている

- ・ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果
- ・ 次世代育成支援に関する中高生向け意識調査結果

など

新たな計画を策定するにあたって・・・

直近の平成26年度の実施状況を踏まえる必要があるのではないか

2 平成26年度の実施状況を踏まえるにあたり

現行計画の進捗管理を行っていた計画推進部会にて、平成26年度までの実施状況を活用し、総括評価を振り返る

【活用する資料】

「後期計画の施策に関連する主な指標」の平成26年度実績とその取組内容

振り返りのポイント

新たな次世代計画の策定にあたって、勘案すべき内容があるか

総括評価の内容から、追加すべきもしくは修正するものがあるかどうかを確認し、計画推進部会の意見としてまとめる。

計画推進部会における意見

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の平成26年度実施状況を踏まえ、総括評価書を振り返ったところ、修正や変更点等は見受けられなかったものの、審議の過程において、後期計画に基づき取り組まれた内容に関する意見がみられた。

1 尼崎市の治安について

＜意見＞

- ・ 「街頭犯罪・侵入犯罪の発生数」が減少しているため、指標上は、安全な尼崎市に変わりつつあるように思えるが、自宅のそばで発生したひったくり事件がひょうご防犯ネットで配信されなかったため、事件発生数そのものはまだまだ多いのではないかと感じる。

＜事務局説明＞

- ・ 自転車の盗難やひったくり件数については、他市と比較しても絶対数が多いのが現状である。ただ、市によって人口数や地形等が異なるため、単純に絶対数を比較することはできないと思われる。また、自転車の前かごにネットをかけるよう呼びかける等、被害に合わないよう防犯意識の普及啓発に取り組んでいる。

2 児童虐待に関する相談窓口の周知について

＜意見＞

- ・ 児童虐待に関する相談窓口の周知は、継続的に広報し続ける必要があるが、市としてどのような取り組みを行っているのか。
- ・ 自分から児童虐待に関する相談窓口の連絡先を探すことは、なかなかない。また、様々な相談先の電話番号があちこちにあるため、どこに連絡すればよいのか分からない。
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤルが平成27年7月から電話番号が「189」の番号となり、すぐに電話できるようになったが、周知が行き届いていない。

＜事務局説明＞

- ・ ポータルサイト「あまっこいきいきナビ」で相談窓口に関するページを設けたり、児童虐待の防止推進月間には市報で特集を組む等、様々な形で周知を行っている。

【補足】児童虐待に係る周知について

- ・ 児童虐待の防止推進月間（11月）に合わせ、虐待を受けている子どものサインや相談窓口の連絡先等を掲載した記事を市報に掲載
- ・ 尼崎市の子育て応援サイト「あまっこいきいきナビ」にて、虐待に関する相談先の連絡先を掲載
- ・ 要望に応じて、担当職員が出向き、市の現状や取り組みについて説明をする「市政出前講座」の一つのメニューとして、児童虐待に関する講座を用意（内容：児童虐待の定義や早期発見のポイント、相談、通告窓口）
- ・ 児童虐待防止に関する街頭キャンペーンの実施

など

3 保育の質について

<意見>

- ・ 小規模保育事業の施設に園庭がなかったり、一人当たりの面積が異なる等、同じ保育施設であっても保育格差を感じる。
- ・ 子育て支援員の研修については、尼崎市としてどのように考えているのか。保育現場に子育て支援員が関わってくることも想定した上で計画策定することが重要ではないか。

<事務局説明>

- ・ 尼崎市における小規模保育事業は全て A 型となっており、保育士の資格を有している方のみで構成されている。また、小規模保育事業 C 型を行うとなった場合でも、家庭的保育者のうち少なくとも 1 人は、保育士でなければならない等、配置基準についても尼崎市独自に上乘せしている項目もある。加えて、地域型保育事業の従事者に対し研修を実施したり、各施設を巡回し、指導も行っていることから、出来る限り保育の質の向上に努めている。

【補足】子育て支援員（平成 27 年度～）について

都道府県又は市町村により実施される基本研修及び専門研修（※1）の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書（※2）」の交付を受けることで、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者のこと。

※ 1 地域保育コース・地域子育て支援コース・放課後児童コース・社会的養護コース

※ 2 全国共通の研修制度なので、どこで子育て支援員の認定を受けても全国の自治体で効力をもつ

<尼崎市の考え>

子育て支援員研修は、全国共通の研修制度であり、認定を受ければ、全国の自治体で子育て支援員として従事することができるので、認定を受けた自治体で必ず従事するとは限りません。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本方針の中で、国は人材の確保及び資質の向上について、都道府県が中心的な役割を担うこととしており、子育て支援員研修事業は、基本的に都道府県が実施するものと示しています。

以上のことから、子育て支援員研修事業は、県単位で広域に事業を実施することが望ましいのではないかと考えています（兵庫県では、県事業として、今年度に地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）や放課後児童コースを実施予定）。

一方、尼崎市では、地域型保育事業の従事者に対し、厚生労働省が定めるガイドラインに基づいた研修や巡回支援を実施し、質の向上を図るため、地域型保育事業従事者研修等事業を実施しています。また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画においても、地域型保育事業については、小規模保育事業 A 型を中心として実施するものとし、保育の質の確保に努めています。

4 子どもの遊び場について

<意見>

- ・ 運動会のシーズン等のある一定の期間において、小規模保育事業所の子どもたちと子育てサークルの子どもたちの活動場所が重なることがあり、以前のように公園等が使いづらくなっている現状がある。

5 主任児童委員への理解度について

<意見>

- ・ 学校現場での主任児童委員への理解度が不十分である。担当地区の学校へあいさつに行けば、主任児童委員が何の役割を担っているのかをご理解いただけていないことが多い。

<事務局説明>

- ・ 学校は多くの個人情報扱うので、主任児童委員等とどこまで共有することが適切なのか悩むところである。ただ、主任児童委員等の地域で活動される方との連携は必要なので、これからも学校現場への周知を行いたい。

6 評価方法について

<意見>

- ・ 尼崎市に限ったことではないが、相談件数等の指標の増減や取組み内容だけではなく、利用者の満足度等、利用している方の観点からの視点を加えることができれば、もう少し踏み込んだPDCAができるのではないかと。
- ・ 様々な指標があるが、“重み”が違うため、単純に増減を比較することができない。また、指標の数値についても、もっと内訳を確認しなければ正しい評価ができないし、その結果を受けてどのように取り組んでいくかを明確にしなければきちんとした評価に至らない。

<事務局説明>

- ・ 市民の満足度や事業の利用頻度等については、計画を策定する際等に調査を実施している。また、最上位計画である尼崎市総合計画の施策評価においては、施策毎に満足度等のアンケート調査を毎年度実施し、その結果をPDCAに活用している。

子どもに視点をおいた総合的な支援体制について

子どもを取り巻く環境について

- ・家庭や地域の子育て力、養育力の低下
- ・心身の発達、不登校等、子どもの自立をめぐる問題の深刻化（不登校出現率が全国と比べて高い。）

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	出現率	全国出現率	出現率	全国出現率	出現率	全国出現率
小学校	0.62%	0.31%	0.64%	0.36%	0.56%	0.39%
中学校	3.97%	2.56%	4.17%	2.69%	4.21%	2.76%

- ・児童虐待の問題（児童虐待通告受理件数が中核市の中で多い。）
⇒全国の中核市42市中最も多い。

など

検討に向けた基本的な市の考え方（検討中）

庁内
（検討中）

- ・「尼崎市子どもの育ち支援条例」の基本理念等を踏まえる。
- ・「困難を抱えている子ども」も含む「すべての子ども」を支援
- ・子どもに主軸をおき、年齢の切れ目なく継続的に、子ども一人ひとりに寄り添い、あらゆる悩み、不安の相談に対応
- ・青少年センターの老朽化への対応
- ・旧聖トマス大学の活用を視野

など

計画策定部会での関連する主な意見

計画策定部会

- ・10代で出産される方等、妊娠期に子育てをする実感が湧かない方がいる。実際に子育てを始めてから「困った」となったときに、個別的な援助ができるような仕組みづくりが必要。
- ・今までの審議で出た意見については、行政で既に取り組みされていると思われる。ただ、広報が不十分であり、窓口も統一されていないため、どこに相談に行けば分からない状況ではないか。
- ・保護者や子どもに対するワンストップサービスとして、特定の窓口を訪ねれば、全ての支援につないでくれるといった仕組みがあれば、子どもの幸せにつながるのではないか。

など

中間答申（案）における記述

すべての子どものすこやかな育ちに向け、社会的支援を必要とする子ども・子育て家庭に対して、子ども・子育てに関するあらゆる悩みや不安の相談に対応し、関係各機関の連携のもと、支援が可能となる体制の整備について検討が必要です。

なお、尼崎市総合計画 平成27年度施策評価結果（平成26年度決算）では、以下のとおり記載

子どもに視点をおいた総合的な支援を実施するための「(仮称)子どもの育ち支援センター」機能について検討

新たな次世代計画に係る骨格案の表現修正案について

1 目標1に関する目標 — 施策 — 基本施策(部会提案時)

新たな次世代計画骨格案		関連する主な事業
目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり		
(1)安全に安心して産み育てるための支援	①妊産婦・子どもへの健康づくり支援	保健相談、妊婦健診、乳幼児健診、予防接種、食育推進、など
	②子育てしやすいまちに向けた取組み	地域の防犯、街頭犯罪防止、交通安全、生活空間や通行環境の整備、など
(2)子育ての負担感軽減のための支援	①家庭の子育て力向上のための支援	就学前子どもの教育・保育の提供(施設型給付)、在宅子育て支援(つどいの広場、ファミリーサポート、一時預かり等各種保育サービス)、児童手当、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭向け経済的支援(児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金貸付金)、など
	②子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発、各種就労支援、など

2 部会での意見を基にした修正案

新たな次世代計画骨格案		修正に当たった考え方
目標1 【案1】子育て家庭の不安や負担感を軽減する環境づくり 【案2】安全に安心して子育てができる家庭環境づくり		「安心・安全・家庭の子育て力向上」のキーワードからイメージして修正しました。
(1)安全に安心して産み育てるための支援	①妊産婦・子どもへの健康づくり支援	
	②子育てしやすいまちに向けた取組み	
(2) 【案1】安定した子育て環境づくりへの支援 【案2】家庭の子育て環境の充実に向けた支援	①家庭の子育て力向上のための支援	基本施策「①家庭の子育て力向上のための支援」は、本市総合計画【04 子ども・子育て支援】の施策の展開方向(01 家庭における子育て力を高めます)に対応する部分ですので、この部分は修正せずに、施策名称を修正しました。
	②子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	

目次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画策定の経過
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 尼崎市の子どもと子育て家庭の現況

- 1 少子化の動向
- 2 世帯の状況
- 3 就労の状況
- 4 子育て環境の状況
- 5 子どもと子育て家庭の状況（アンケート・意識調査結果より）

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

第4章 計画の内容

- 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり
- 2 すべての子どもがすこやかに育つ環境づくり
- 3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進と市民や関係機関との連携
- 2 計画の進捗管理

資料編

- 1 諮問及び答申
- 2 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定体制
- 3 尼崎市子どもの育ち支援条例
- 4

1 計画策定の背景と目的

少子化が深刻な問題となっている中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 17 年 4 月から 10 年間の重点的・計画的な次世代育成支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）を施行し、市町村に対して子育て支援をはじめとした次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定を義務付けました。

本市では、地域の実情を踏まえ、より子育てしやすいまちを目指して、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）」（以下「次世代計画」といいます。）を平成 17 年 3 月に策定しました。加えて、平成 21 年 12 月には子どもの人権を尊重することを基本として、子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、「尼崎市子どもの育ち支援条例（平成 21 年条例第 41 号）」を制定し、次世代計画を尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画と位置づけ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

一方、国は次世代育成支援対策推進法に加え、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長がわが国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑み、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援・取組みにより、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）を施行し、同法の規定により作成を義務付けた子ども・若者育成支援推進大綱として、「子ども・若者ビジョン」を平成 22 年 7 月に作成しました。この、子ども・若者ビジョンで定められた子ども・若者に対する施策の基本的方向のうち、子どもの貧困問題への対応に関連して、国は平成 26 年 1 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）を施行し、同法の規定により作成を義務付けた子供の貧困対策に関する大綱を平成 26 年 8 月に作成しました。

また、国は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るべく、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律 65 号）をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を平成 24 年 8 月に制定し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を施行するとともに、市町村に対して事業計画の策定を義務付けました。

これを受けて、本市では平成 27 年 3 月に「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業の確保など、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に取り組んでいるところです。

加えて国は、平成 26 年 4 月に次世代育成支援対策推進法の有効期限を 10 年間延長

するなどの改正を行いました。これにより国は、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の二つが相まって、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども・子育て支援法に基づく事業計画により、より手厚い次世代育成支援対策が推進されることになると示しています。

このような状況の中、本市では平成 27 年度末に次世代計画の計画期間満了を迎えるにあたり、引き続き子どもに関する施策を総合的・計画的に推進し、諸課題の解決に取り組むことを目的に、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するものです。

2 計画策定の経過

本計画は、地域の実情を踏まえた施策の推進の観点から、以下の取組みを経て策定しています。

(1) ニーズ（意識）調査の実施

本計画策定に係る基礎資料として、平成25年9月13日から同年10月7日に、就学前児童・小学生の保護者の方を対象とした「尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」、平成27年1月26日から同年2月13日に、中学生、高校生を対象とした「尼崎市次世代育成支援に関する中高生向け意識調査」を実施しました。

(2) 尼崎市子ども・子育て審議会での審議

児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育に関することを調査・審議するため、平成27年4月に学識経験者、市議会議員、児童福祉・学校教育の関係者、公募市民など26名からなる本市附属機関である、尼崎市子ども・子育て審議会に対して本計画の策定について諮問しました。

なお、本市の諮問を受け、尼崎市子ども・子育て審議会の下に審議会委員の中から会長の指名を受けた委員で構成された計画策定部会が設置され、効率的・集中的な調査・審議が行われたうえで、平成●年●月に尼崎市子ども・子育て審議会から答申をいただきました。

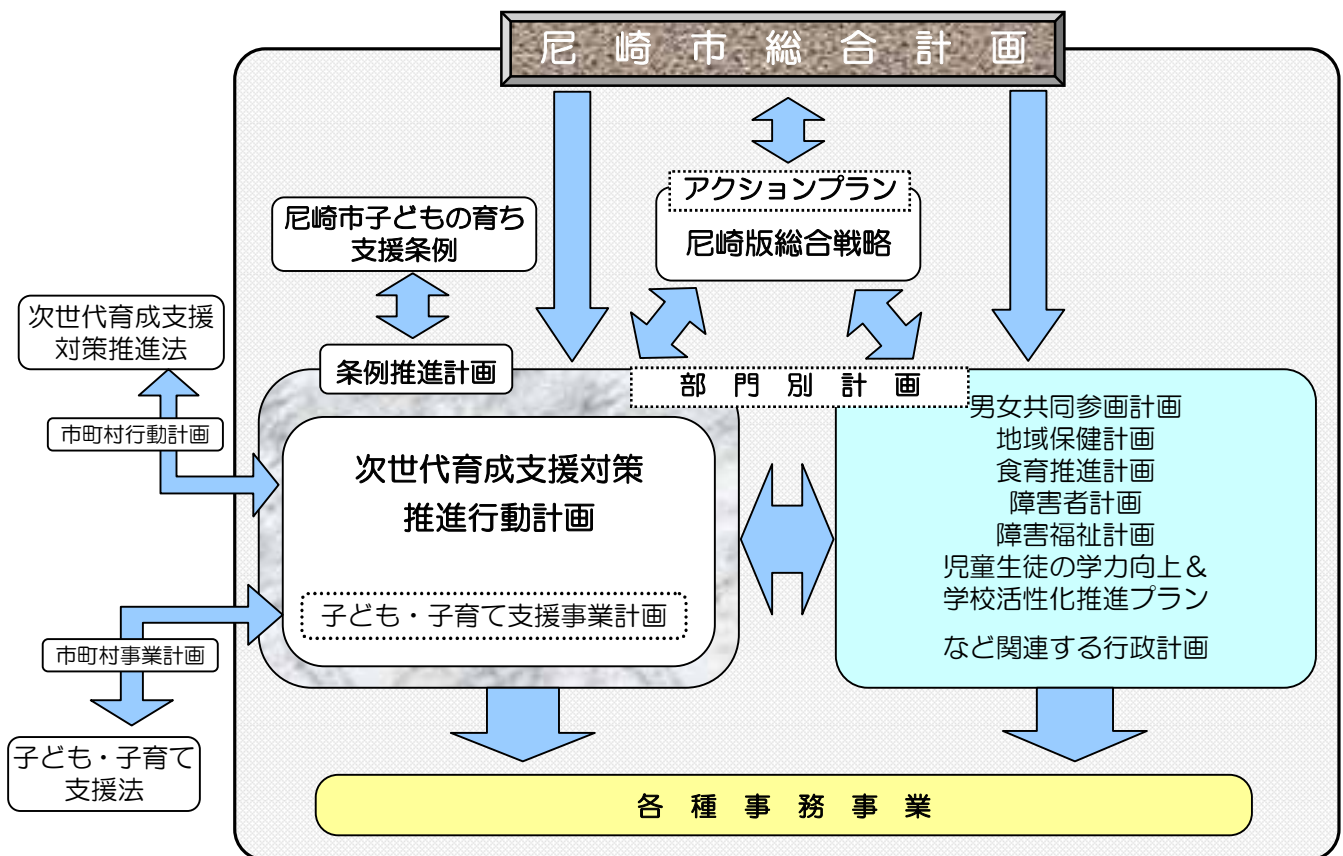
(3) 尼崎市市民意見聴取プロセスの実施

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づき、① 本計画の策定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書の協議・公表、② 市民意向調査、計画素案の公表、③ パブリックコメントの実施、④ パブリックコメントの結果および計画案の公表を実施しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



※上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容は本計画に包含されていますが、その進捗管理に当たっては、需給計画という位置づけから目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。（進捗管理体制については、●ページに別途記載します。）

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までとします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、また上位の計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。但し、個別の施策や事業の新設、改廃等については軽微なものとして取り扱います。

1 基本理念

子どもの笑顔が輝くまち あまがさき

本市の総人口は、昭和 45 年に 55.4 万人のピークを迎えた後、長期にわたって減少が続いており、平成 22 年には 45.4 万人と、ピーク時よりも 10 万人減少しています。

人口構成は高齢化が進んでおり、平成 2 年には 72.5%であった生産年齢人口の比率が、平成 22 年には 63.7%まで低下する一方で高齢者の比率は高まっています。これと相まって地域社会を支えるべき子どもの減少や、子育て家庭の市外への転出等により市内各地のコミュニティは縮小し、地域住民が地域の問題に団結して対応していく力、地域を支えていく力である「地域力」が低下してきています。

次代を担う子どもたちの人権が尊重され、子どもたちが個性豊かに生き生きと輝き、家族のあたたかい愛に包まれ、地域社会に支えられてのびやかに育つことは、全市民の願いであり、ひいては地域のコミュニティが活力を取り戻し、全市民が生き生きと暮らせる尼崎市の再生にもつながります。

子育てについての考え方の基本は、次代を担うかけがえのない子どもたちの輝く笑顔と、健やかな成長を願い、それを社会全体で実現していくことにあります。

そのためには、一人ひとりの子どもたちの人権が尊重され、大人も、子どもも、地域の一員として、ともに生き、ともに感じ、ともに育つことのできる、心豊かな社会を創造していかなくてはなりません。

近年一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容が起こり、また急速な少子化が進行する中で、私たちはどのような社会をつくるべきか。その中で、子どもはどう育ち、またどう育てるべきなのか。今こそ、市民の叡智とエネルギーを集め、積極的に考え、行動していかなくてはなりません。

個人、家庭、地域社会、事業者、行政等本市のあらゆる構成メンバーが世代を超え、領域を超えて協働し、「子どもの笑顔が輝くまち あまがさき」をつくりあげていきましょう。

2 基本的な視点

(1) 家庭の子育て力の向上

子育ての基本は家庭にあります。子どもが健やかに育つ上で、家庭が果たす役割は大きく、特に、日常的に関わる親の子育て力は重要です。しかし、子育て不安や様々なストレスを抱えているなどの状況により子育て力が低下している場合には、様々な主体が関わり、子育て力を回復し、また一層向上させていくための支援を行う必要があります。その環境づくりを進めることが大切です。

また、家庭において男女が協力して子どもを育てる責任を果たすことができるように、また、子育てを喜びと感ずることができるように、意識啓発を行い、支援体制を整えることも必要になります。

子どもに対しては、次代の親になるという長期的な視野に立ち、子どもを育てることの喜びや大切さについて学ぶ機会を提供するなどの取組みを進める必要があります。

(2) 子どもの主体性の尊重

子どもの育ちを地域社会全体で支えるために、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念に基づき、すべての子どもが国籍、出生、性別、障害の有無、家庭の状況等によって差別されることなく、子どもの人権が尊重されるとともに、子どもにとっての最善の利益や子ども自身の意思が最大限尊重されるよう、配慮する必要があります。

こうした考えをもとに、子ども一人ひとりが尊厳のある、かけがえのない存在であることについて、社会全体の認識を深め、児童虐待、いじめ、犯罪等の子どもへの著しい人権侵害に対する予防、早期発見、支援体制等の充実を図る必要があります。

また、子どもの主体的な学びや行動などを支え、子どもの社会参加を支援するなど、子どもの社会的な自立に向けた取組みを推進する必要があります。

(3) 市民協働による取組みと社会全体による支援

子どもを育てることは、社会全体の責任です。すべての市民は、子どもたちの育成を通じて明日の尼崎をつくることに関わっています。市民一人ひとりが、このことを意識し、社会で子どもを育てる喜びや大切さについて考え、個人、家庭、地域社会、事業者、行政等社会のあらゆる構成メンバーがそれぞれの役割と責任において、社会で子どもを育てるネットワークやシステムづくりを協働により取組む必要があります。

また、本市の財政状況を踏まえる中で計画を推進することから、公共施設の有効活用を図る等、地域における社会資源の効果的な活用も図っていく必要があります。

3 基本目標

目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

子育ては、保護者が第一義的に責任を担うものの、行政をはじめ地域住民や事業者など、社会全体ですべての子どもの健やかな育ちを支えていくことが必要です。

少子・高齢化の進行に伴い、核家族化や地域の近隣関係の希薄化が進行するなか、保護者の負担感や不安感を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境を創出するための取組みを社会全体で進めていかなければなりません。

母子が心身ともに健康な生活を送ることは、子どもの育ちにおいて最も重要なことであり、妊産婦や乳幼児への切れ目ない支援として、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの一層の充実をはじめ、保健所、医療機関、保育所、幼稚園など関係機関が連携し、子育てに関する悩みや相談を解決するため、情報を提供したり、適切な支援につなぐことが必要です。

一方、思春期の子どもに対しては、性や喫煙、飲酒、薬物乱用等についての知識の普及・啓発を継続的に行い、命の大切さを学ぶことを通じて自尊感情を高めるとともに、将来親になるための意識の醸成を図っていかなければなりません。

また、子どもたちが安全で安心してのびのびと活動することができる生活環境づくりにおいては、学校や保護者、地域住民、事業者などが連携、協力し、見守り活動をはじめとする地域が一体となった取組みを通じて、地域で子どもを守るという意識の醸成が図られることが重要です。

さらに、保護者や子どもたちに対しても、防犯や交通安全の意識啓発、安全・安心に関する情報の提供などが必要です。

そして、専門機関による相談や、仲間同士で気軽に集い、交流することができる場の充実など、保護者の育児不安や子育てに対する負担感の軽減を図るための取組みを推進するほか、ひとり親家庭が安定、自立した生活基盤を確保するための支援などを通じて、家庭の子育て力が高まっていくことが重要です。

こうしたことから、この計画の基本理念を実現するために、すべての家庭が安心して子どもを産み、子育てを楽しく感じることができるような環境を整備していくことを目指します。

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

核家族化が進み、地域の近隣関係が希薄化している現在、地域とのつながりを持つことができずに孤立してしまう子育て家庭が少なくない状況です。

身近に相談したり支援してくれる人がいない、自立・安定した生活基盤の確保が難しい等の状況にある場合、子育てに対する不安や負担感が増大し、それがストレスとなって虐待につながる可能性が高くなることがあります。

社会的に孤立しやすい傾向にある人が、社会的支援を必要とする状態に陥らないようにする未然防止の観点から、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、児童虐待をはじめとする支援の必要な子どもの早期発見・早期対応が一層求められます。

また、発達障害を含む障害のある子どもが、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、障害の状況を早期かつ適切に把握し、成長の段階に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

そして、子ども・子育て家庭が地域の中で孤立してしまわないよう、地域で活動している団体・グループ・ボランティアなどの子ども・子育て支援の活動を行う者同士のネットワークの構築を支援することや、こうしたグループ等と連携を図りながら、地域に点在する情報や社会資源をつなぎ、地域における子育て力を更に向上させることが可能となります。

こうしたことから、この計画の基本理念を実現するために、すべての子どもが健やかに成長していくことができるような環境づくりを目指します。

目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性がはぐくまれるために、教育環境の整備は重要な課題となります。しかし、近隣関係の希薄化や遊びの変化などを背景に、人間関係づくりを学ぶ機会や、子どもの育ちにとって大切な様々な体験を得る機会が減っている状況にあります。また、いじめ、不登校、非行など、子どもが抱える様々な問題への対応も依然として課題となっています。

学校においては、子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の充実を図ることが重要です。

家庭教育においても、学校教育の充実を図るうえで、子どもの望ましい基本的な生活習慣が確立されていることが重要であることから、子育て家庭の保護者に対して、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭教育の重要性を認識してもらう働きかけが必要です。

いじめや不登校の問題は、家庭や関係機関との連携により適切に対応するとともに、未然防止や早期発見の観点からも取り組むことが必要です。

また、青少年の健全育成を図るために行っている居場所づくり、社会参加・交流の機会づくり、青少年が多様な主体的活動を行うことの支援、青少年を支える地域活動の促進・支援、青少年の非行化防止などの取組みの充実のため、地域社会との一層の協働が必要です。

加えて、急速なインターネット環境の普及から、インターネットを原因として子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめにつながるケースが増加傾向にあり、子どもの健全育成に与える影響が非常に大きいことから、家庭の協力を得ながら、インターネットの正しい利用に関する啓発が必要です。

こうしたことから、この計画の基本理念を実現するために、子どもが社会の一員であることを自覚しつつ他者を尊重し、主体的に強く生きていく力を地域社会全体ではぐくむ環境づくりを目指します。

4 計画の体系

目 標	施 策	施策の方向性
<p>目標 1</p> <p>子育てを楽しむ家庭環境づくり</p>	<p><施策 (1)> 安全に安心して生み育てるための支援</p> <p><施策 (2)> 子育ての負担感軽減のための支援</p>	<p>(施策の方向性 ①) 妊産婦・子どもへの健康づくり支援</p> <p>(施策の方向性 ②) 子育てしやすいまちに向けた取組み</p> <p>(施策の方向性 ①) 家庭の子育て力向上のための支援</p> <p>(施策の方向性 ②) 子育てと仕事の調和の実現に向けた支援</p>
<p>目標 2</p> <p>すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</p>	<p><施策 (1)> 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p><施策 (2)> 地域で子育てを支えるための支援</p>	<p>(施策の方向性 ①) 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援</p> <p>(施策の方向性 ②) 障害のある子どもとその家庭への支援</p> <p>(施策の方向性 ①) 地域の子育て力を高める取組み</p>
<p>目標 3</p> <p>豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり</p>	<p><施策 (1)> 学校教育の充実に向けた取組み</p> <p><施策 (2)> 青少年健全育成のための支援</p>	<p>(施策の方向性 ①) 学力向上および健全な心身の育成</p> <p>(施策の方向性 ②) 教育環境の整備</p> <p>(施策の方向性 ③) 学校・家庭・地域社会の連携</p> <p>(施策の方向性 ①) 多様な学習機会の提供</p> <p>(施策の方向性 ②) 多世代・異年齢との交流</p> <p>(施策の方向性 ③) 青少年の主体的な活動支援</p>

新たな尼崎市次世代育成支援対策指針行動計画の策定に係る中間答申案における計画の内容の構成(案)

<目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり>

施策	ありたい姿・目指す方向	本市の現状・課題	施策の方向性	取組内容
安全に安心して生み育てるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健サービスの充実、相談・支援体制の強化、食育を含む知識の普及・啓発、不妊・不育相談などの支援が必要。 ●子育てのできるだけ早い段階から、母親だけでなく父親も一緒に子どもの成長過程を学び、関心を持つことは重要であり、保護者が子どもの日常や現状を理解することができれば、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながる。 ●愛着の形成を育んでいくため、保護者に子育てに関する学習の場を提供することが必要。 ●将来親になる世代への子ども・子育てに関する知識および意識の普及・啓発が必要。 ●子どもの安全・安心のため、地域全体で子どもを見守る意識をもつことが重要であり、暮らしの安全を高める活動が必要。 	<p>○自身の生活体験において子どもとの関わりを持つことや、子育ての様子を身近に見る経験などがほとんどないまま親になる場合が多く、出産や子育てに対して過剰な不安を抱いたり、周囲からの支援を受けにくい状況。</p> <p>○中・高生向け意識調査結果では、乳幼児とふれあう機会の多い中・高生ほど子どもを持つことへの意識が高く、思春期保健教育により、将来親になるための意識の醸成を図ることが有効。</p> <p>○保護者向けアンケート調査結果では、市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいものとして、「子どもが安心して安全に生活できるための地域での防犯対策」の割合が高い。加えて、自転車利用者の事故が多発しており、人身事故で自転車が関係する事故の割合が高い。</p>	<p>妊産婦・子どもへの健康づくり支援</p> <p>子育てしやすいまちに向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■母子保健の体制充実を図るとともに、関係機関との連携による相談や情報提供に努める。 ■「第2次尼崎市食育推進計画」との整合を図り、食育を推進するとともに、保健指導を通じた生活習慣病の予防や重症化予防に取り組む。 ■乳幼児期の子育て環境が悪化しないよう、妊娠期から産後・乳幼児期の支援体制の充実について検討する。 ■見守り等の地域活動により、安全・安心な地域社会の形成を促進する。 ■地域や警察、防犯協会等の関係機関と連携した街頭犯罪防止活動、市民に対する防犯意識啓発活動を行い、子どもの犯罪被害を防止する。 ■子どもに対する防犯や交通ルールの啓発を、警察・安全協会・地域・学校・家庭などとの連携により推進する。
子育ての負担感軽減のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前の子どもの成長過程において重視すべき「愛着の形成」「情緒の安定」「基本的生活習慣の確立」「さまざまな経験の蓄積」「いろいろな人とかかわる力の獲得」のため、家庭の子育て力を高めていくことが必要。 ●地域の中で孤立を防ぎ、親としての本来の力が発揮できるよう、行政をはじめ地域社会全体で家庭の子育てを支えることが重要。 ●保育所(園)や児童ホームにおける待機児童の解消や、地域の子ども・子育て支援の充実が必要。 ●子育てに関する不安感や負担感の軽減には、子育て家庭の生活基盤が自立・安定していることが重要であり、そのためには安定就労に対する支援やワーク・ライフ・バランスに対する啓発が有効。 	<p>○保護者向けアンケート調査結果では、子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることとして、「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「自分の自由な時間が持てない」「子育てにかかる出費がかさむ」と感じる保護者の割合が高い。</p> <p>○保護者向けアンケート調査結果では、子育て施策でさらに充実させてほしいものとして、「公園などの子どもの遊び場の整備」「一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」「保育所(園)・児童ホームの待機児童対策」の割合が高い。</p> <p>○保護者向けアンケート調査結果では、子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先について、「配偶者(パートナー)」「親族(親・兄弟姉妹など)」「友人」の割合が圧倒的に高いことから、気軽に利用することができるよう、相談窓口の周知をはじめ、利用希望者が身近に感じることができるような取組みが必要。</p> <p>○解決に向けた第一歩を自ら踏み出せない人もいることが考えられることから、そのような人たちに働きかけ、寄り添う支援の充実について検討が必要。</p>	<p>家庭の子育て力向上のための支援</p> <p>子育てと仕事の調和の実現に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■行政の関係部門が連携して、保護者の学びの場や保護者同士の交流の場を提供する。 ■事業計画に基づき、保育所並びに児童ホームの待機児童対策及び地域子ども・子育て支援事業に取り組むとともに、保育の質の更なる向上のため、専門研修、派遣研修、公開保育などを実施する。 ■学校や地域と連携しながら、こどもクラブが全児童を対象とした放課後の安心・安全な居場所のひとつとなるよう取り組む。 ■子育て支援に関するサービスや支援内容が分かりやすく伝わるよう、効果的な情報の発信・提供に引き続き取り組む。 ■市内企業の男女共同参画推進認定事業者への認定を推進するとともに、企業団体等と連携し企業(使用者側)を対象とした啓発に取り組む。 ■就労や起業支援として、学習機会の提供や、子育てと仕事の両立あるいは子育て後の職場復帰、労働問題について相談業務を実施する。 ■就労支援のため、女性が抱える問題や労働相談に応じ、女性の就職・転職、再就職に関する求人情報などの各種情報を収集・提供する。

<目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり>

施策	ありたい姿・目指す方向	本市の現状・課題	施策の方向性	取組内容
<p>社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止のため、関係機関等の連携による支援体制の一層の強化が必要。 ●障害のある子どもの発達を支援する観点から、その子どもや家族に対して、適切かつ効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、必要な情報や療育等の提供を行うことが必要。 ●インターネットやSNSなど、子どもを取り巻く環境が大きく変わってきており、現実感が薄くなっている子どもが増えていると思われることから、社会性を育てることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県西宮こども家庭センターによると児童虐待の相談受付件数は増加傾向にあり、被虐待(虐待を受けている)児童の年齢区分では、小学生以下の子どもの割合が高い。 ○国民生活基礎調査結果から、子どもの貧困問題が課題。 ○ひとり親家庭が増加傾向にある中、ひとり親家庭が経済的に困窮している割合が高い傾向。 ○障害のある子どもや発達に課題のある子どもに対して、早期発見、早期支援につなぐため、専門的、継続的な相談支援体制の充実や関係機関との連携強化が必要。 ○障害のある子どもに対する障害児通所支援を行っているものの、障害児支援利用計画が支給決定者全員に作成できておらず、早期対応が必要。 ○社会的支援を必要とする子ども・子育て家庭に対する支援のため、関係各機関の連携を一層強化するための取組みが必要。 	<p>要保護・要支援の子どもとその家庭への支援</p> <p>障害のある子どもとその家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会をはじめ、行政各分野、関係機関、地域との、連携による情報共有や支援体制の強化に努める。 ■いじめ、不登校、非行等、主に教育分野で対応している問題で教育分野だけの対応に限界がある場合、関係機関との連携によるソーシャルワークを活用し、学校の対応力の向上の側面支援を行う。 ■社会的支援を必要とする子ども・子育て家庭に対して、子ども・子育てに関するさまざまな悩みや不安の相談に対応し、関係各機関がより連携して適切な支援につなぐことが可能となる体制について検討する。 ■生活困窮家庭の子どもに対して、貧困の連鎖を断ち切る観点から学習支援の取組みを引き続き実施し、学力の向上に取組む。 ■障害等の早期発見及び早期支援や、障害等の状況に応じた適切な指導・支援を行うため、関係機関との連携による、発達段階に応じた切れ目のない支援に努める。 ■児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う。また多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取組むとともに、関係機関との一層の連携を図る。 ■行政や委託相談支援事業所の体制強化を図り、指定障害児相談支援事業所等への指導・助言や設置促進に取組みながら、障害児支援利用計画の作成促進に取組む。
<p>地域で子育てを支えるための支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自主的な地域活動の輪を広げることが求められている。 ●地域活動や人材のネットワークの構築、活性化により、地域で子どもが育ち、地域が子どもを育てるという意識が醸成されることから、行政は地域活動や人材に関する情報の集約・提供、活動のコーディネートなど、側面的支援が必要。 ●行政と関係機関が連携・協働して青少年の社会生活上の環境を改善し非行化防止に取組むとともに、を行い、地域に対する非行化防止の啓発必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地縁をはじめとする近隣関係を基盤として子育て支援に取組むところがある一方、近隣関係の希薄化により取組みが困難な状況にあるところもある。 ○青少年が人間関係づくりを学ぶ機会や、様々な体験をする機会として地域活動団体・グループ等があり、行政にはないノウハウを活かした活動が展開されている。 ○青少年を対象とした地域活動団体・グループ等は就学前子どもを対象とした団体・グループに比べ数が少なく、活動を支える新たな人材の発掘や養成において行政の支援が必要。 	<p>地域の子育て力を高める取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域活動団体等における人材の発掘・育成に関する支援や、支援者のネットワーク構築の支援など、地域における子育て支援活動の活性化に取組む。 ■地域における青少年の居場所や活動の場として自主的活動を行っている地域活動団体等の発掘に取組むとともに、新たな人材の養成や、グループづくりを支援する。 ■少年補導委員による補導活動・相談活動・啓発活動を行うとともに、地域社会に対する非行化防止の意識啓発に取組む。

<目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり>

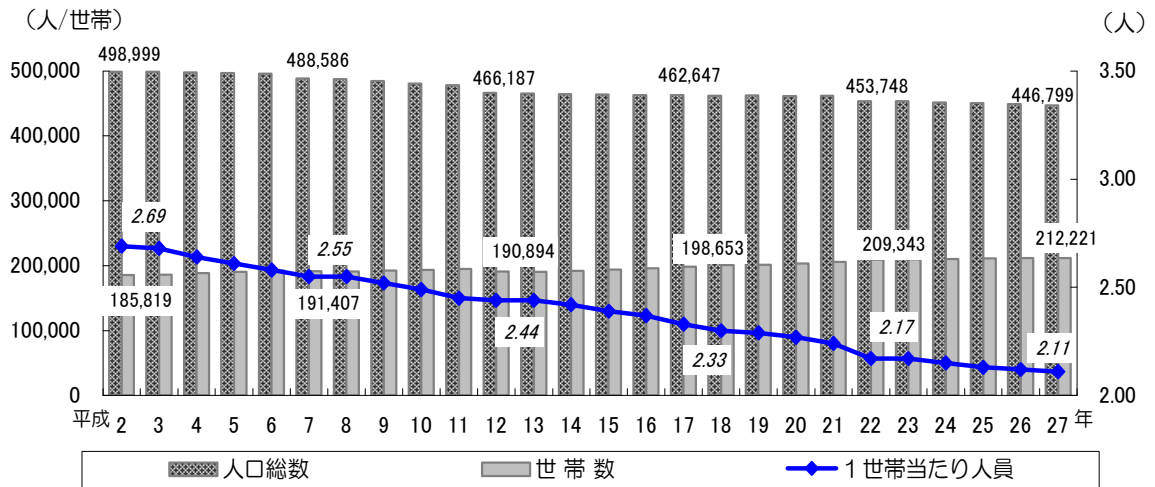
施策	ありたい姿・目指す方向	本市の現状・課題	施策の方向性	取組内容
<p>学校教育の充実に向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●確かな学力と豊かな心、健やかな体の調和を図りながら「生きる力」をはぐくむことが重要。 ●すべての子どもが元気で楽しく安全に学校生活を送れるような環境整備が重要。 ●子どもの学習習慣確立のため、規則正しい生活習慣を身につけることが重要であり、学校と家庭の連携による家庭教育力向上が必要。 ●特別な支援を必要とする子どもたちの特性に応じた対応と、等しく教育を受ける機会を持てる環境整備が必要。 ●地域で子ども・子育てを支えるため、学校が活動拠点の一つとして、関係機関や団体との連携体制・協働体制の推進が重要。 ●いじめは、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって解決することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国学力・学習状況調査における全国平均には達していない。 ○市立尼崎養護学校は遠隔地にあり通学に長時間を要することから、児童生徒への大きな負担となっている。 ○中学生における非行などの問題行動は減少傾向にあるものの、不登校の出現率は全国平均と比べて依然高い傾向。 ○スクールソーシャルワークの取組みにより、学校の対応力は向上しており、引き続き積極的な活用が求められている。 ○中・高生向け意識調査結果では、携帯電話やスマートフォンの所持率は中学生が 76.1%、高校生が 99.1%、そのうち中学生の 19.6%、高校生の 33.0%が使用法などのルールを家族と決めていない。 ○本市のいじめの認知件数は増加傾向にあり、インターネットやSNSを通じたいじめも増加傾向にあることから、効果的な未然防止の取組みが必要。 	<p>学力向上および健全な心身の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎・基本の確実な定着と学習習慣の確立を図り、児童生徒の個性と能力を更に伸ばす指導を行う。 ■体験的な学習や問題解決を重視した学習に取り組み、子どもの自主的、発展的な学習を促し、適切な指導や指導方法の工夫・改善を行う。 ■子どもの健康な体づくりのため、子どもたちが積極的に運動に取組むしかけづくりや、小児肥満対策に引き続き取組む。 ■市立尼崎養護学校を尼崎市内に移転し、児童生徒の通学面における負担軽減および多様な教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。 ■いじめ防止対策推進法に基づく尼崎市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・対応に取組むとともに、インターネットやSNSを通じたいじめに対して、更なる情報モラル教育の推進並びに家庭、地域及び関係機関と一体となって取組む。
<p>青少年健全育成のための支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年たちが、自分から進んで取組み、自ら考え、学び、新しい能力を獲得し、成長・発達していくために、スポーツ・野外活動・造形・音楽・科学などを体験する機会を地域住民(団体)、事業者等と協働して提供することが必要。 ●青少年が成長していくうえで直面する課題に対して、自らの力で解決していける「生きる力」を身につけることができるように支援することが必要。 ●(仮称)尼崎市子どもの育ち支援センターの機能との統合を視野に、関係機関等との連携、地域との情報共有・事業連携を図りながら取組むことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年と地域住民とが顔見知りになる機会が減っており、それに伴い社会への参加の機会が減っている。 ○中・高生向け意識調査結果では、地域活動への参加意向については肯定派が否定派より若干多く、企画段階からの参加希望も約半数程度いることから、このような中高生参加につなぐための工夫やしかけが必要。 ○6年前の調査結果との比較では、将来、自立した大人になるに、大切だと思うこととして、中学生における「将来の夢を持つこと」の割合は大きく減少、高校生における「生活に必要な収入を得ること」の割合は大きく増加。 ○就学前子どもを対象とした地域活動団体等と比べ就学後子どもを対象とした団体数が少なく、就学後は地域とのつながりが途切れてしまう現状。 	<p>多様な学習機会の提供 多世代・異年齢との交流 青少年の主体的な活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の有効活用の観点から、関係機関との連携による学習機会の提供や情報発信による参加・交流の促進に取組む。 ■気軽に参加できる環境づくりにより、青少年の多世代・異年齢との交流を促進する。 ■地域資源の活用により、青少年の多世代・異年齢との交流を促進する。 ■青少年自らの活動のきっかけづくりとして、安心して活動できる時間・場所を提供し、青少年活動を支援する人材の発掘・養成について、地域団体との連携と協働のもと、側面的支援に取組む。 ■青少年の安心かつ安定的な居場所づくりの継続的推進にあたっては、(青少年センターの移転を視野に、)地域と連携・協働して取り組むとともに、青少年に関する情報収集と課題の共有化に努める。 ■青少年センターの老朽化に対応するため、ファシリティマネジメントの観点から旧聖トマス大学への移転及び、(仮称)子どもの育ち支援センターの機能構築を視野に入れ、青少年センター機能の見直しについて検討する。

1 少子化の動向

(1) 人口・世帯の推移

本市の人口の推移をみると、人口総数は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人員数は減少しています。

■人口総数・世帯数の推移



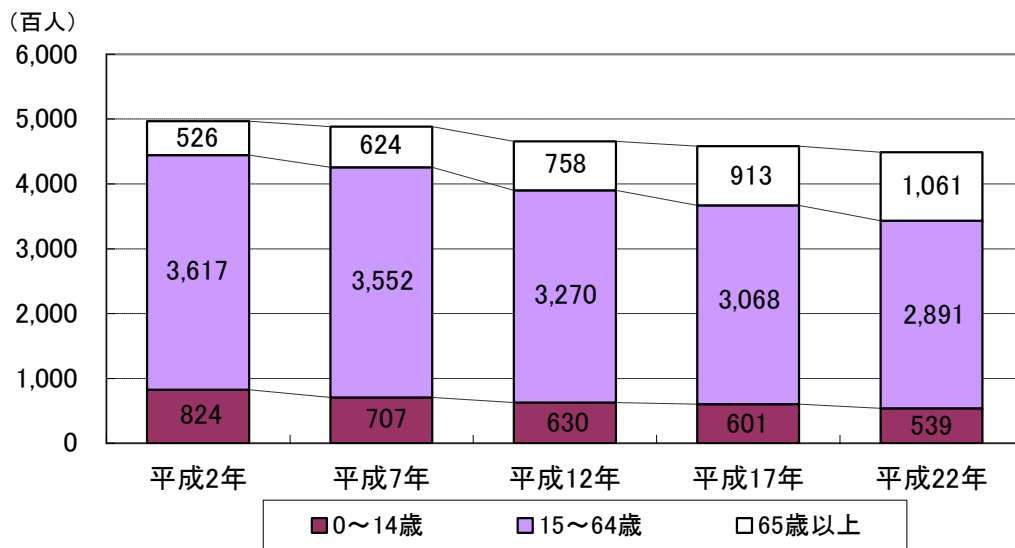
資料：尼崎市統計書（各年1月1日現在・平成2・7・12・17・22年は国勢調査結果で各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口と構成比の推移

本市の人口の推移を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口の減少が続いている一方、高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口構成比では、年少人口は兵庫県、全国に比べ低くなっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日)

■年齢3区分別人口構成比

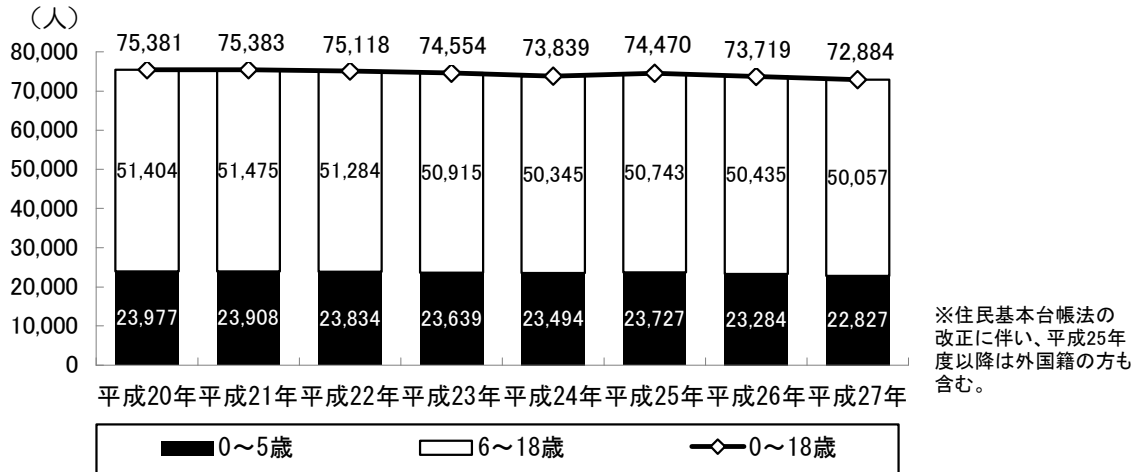
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年		
					尼崎市	兵庫県	全国
0～14歳	16.6%	14.5%	13.5%	13.1%	12.0%	13.7%	13.2%
15～64歳	72.8%	72.7%	70.2%	67.0%	64.4%	63.3%	63.8%
65歳以上	10.6%	12.8%	16.3%	19.9%	23.6%	23.1%	23.0%

資料: 国勢調査(各年10月1日)

(3) 子どもの人口の推移

本市の子どもの人口を就学前（0～5歳）と就学後（6～18歳）に区分してその推移をみると、就学前人口、就学後人口ともに微減傾向にあります。

■子どもの人口の推移

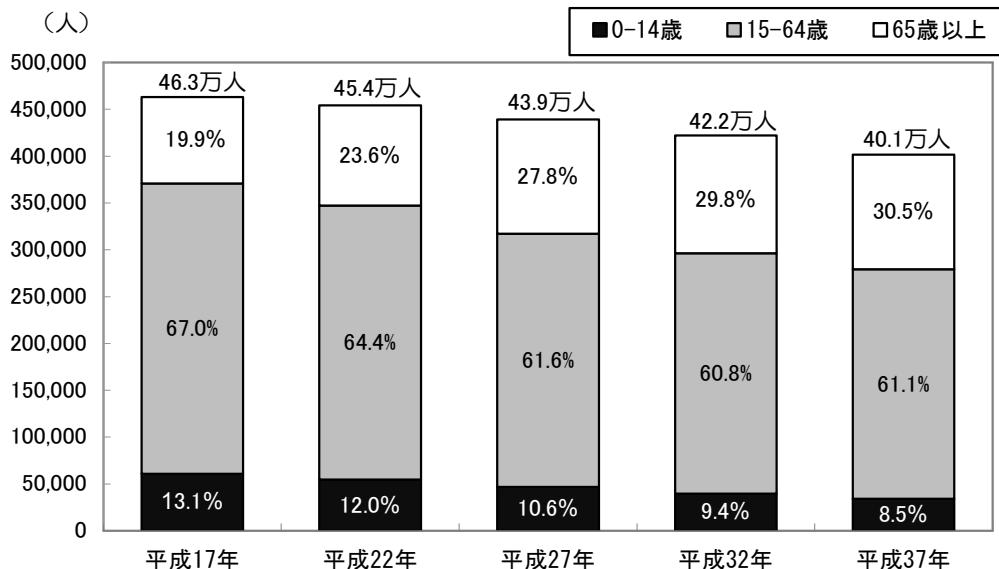


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(4) 将来人口の推計

本市の将来人口を推計すると、総人口は平成37年には約40万人程度まで減少し、高齢化率は30%を超える見込みとなっています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少していますが、特に年少人口の減少が顕著で、平成32年には10%を下回る見込みです。

■将来人口の推計



資料：尼崎市総合計画
平成17年、22年は国勢調査（実績値）

(5) 人口動態の推移

本市の人口動態の推移をみると、社会減（転出数が転入数を上回ること）、自然減（死亡数が出生数を上回ること）の状態が続いています。

■人口動態の推移

(単位:人)

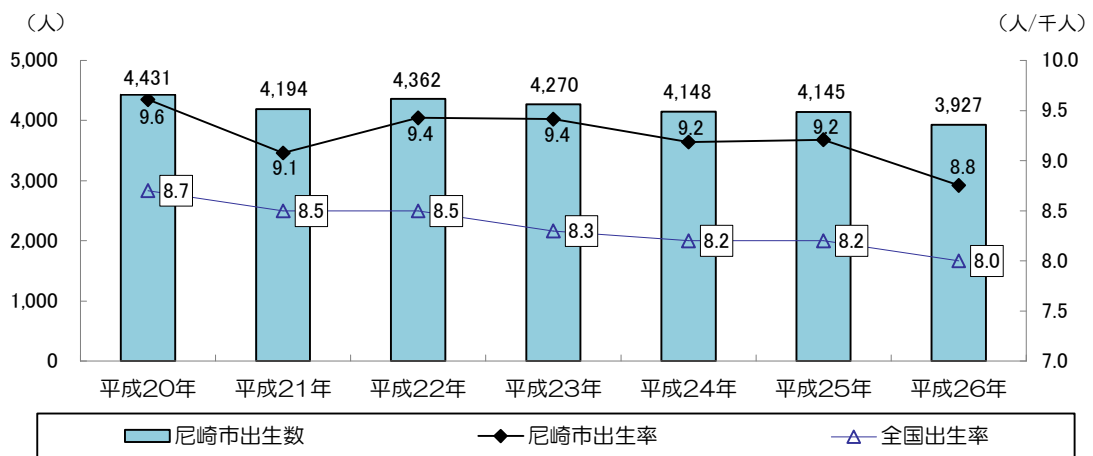
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
①転入	18,072	17,631	18,327	18,224	18,268
②転出	19,152	19,172	19,152	19,188	19,406
③社会増加数(①-②)	▲ 1,080	▲ 1,541	▲ 825	▲ 964	▲ 1,138
④出生	4,362	4,270	4,148	4,145	3,927
⑤死亡	4,503	4,720	4,772	4,635	4,678
⑥自然増加数(③-④)	▲ 141	▲ 450	▲ 624	▲ 490	▲ 751
⑦年間増減(③+⑥)	▲ 1,221	▲ 1,991	▲ 1,449	▲ 1,454	▲ 1,889

資料: 尼崎市統計書26年版

(6) 出生数と出生率の推移

本市の出生数は、平成20年以降増減を繰り返していましたが、平成26年には4,000人を下回るほど減少しています。本市の出生率は、全国の出生率と比較すると平成20年以降全て上回っています。

■出生数と出生率の推移

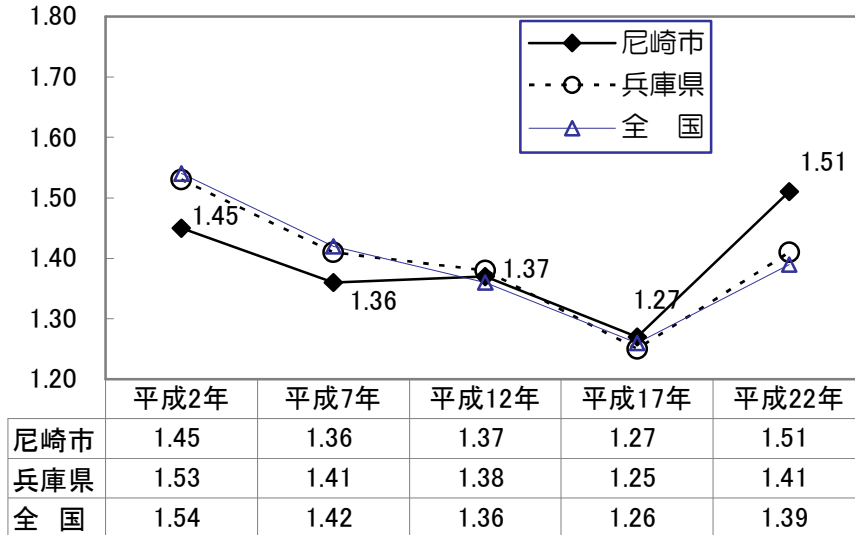


資料: 人口動態統計

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成17年に全国や兵庫県と同様、最も低い値となりましたが、平成22年には1.51と全国や兵庫県よりも高い値となっています。

■合計特殊出生率の推移

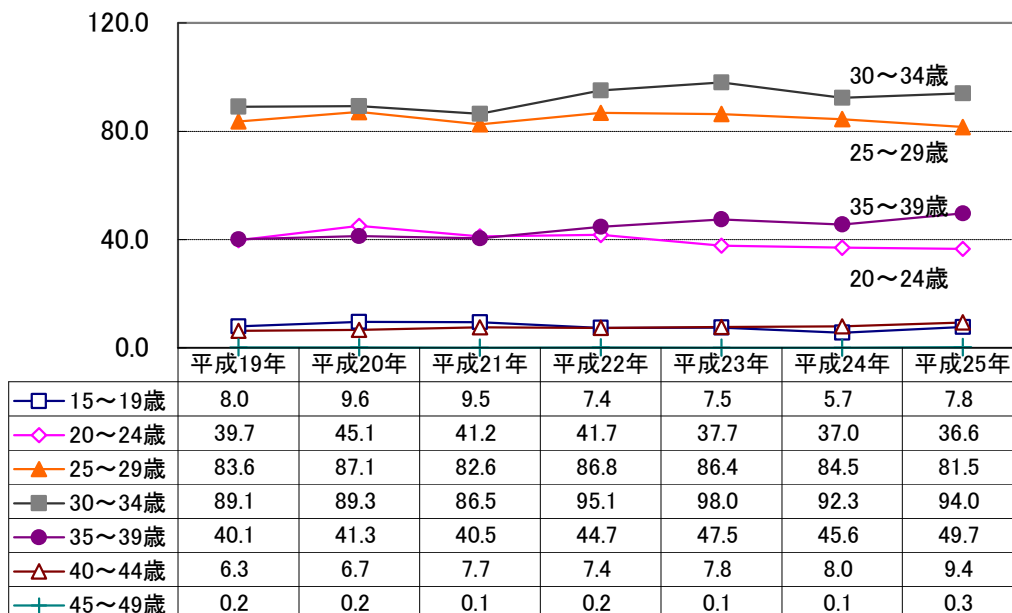


資料: 兵庫県厚生統計(兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター)

(8) 母親の年齢5歳階級別出生率の推移

本市の母親の年齢5歳階級別出生率の推移をみると、20～24歳、25～29歳が減少傾向にあるのに対し、30～34歳、35～39歳は増加傾向にあります。

■母親の年齢5歳階級別出生率の推移



資料: 兵庫県保健統計年報、住民基本台帳人口(各年9月30日)より作成

(9) 婚姻・離婚等の状況

本市の婚姻・離婚の状況をみると、婚姻率・離婚率ともに平成21年から平成25年にかけて減少傾向にあります。

■婚姻・離婚等の状況

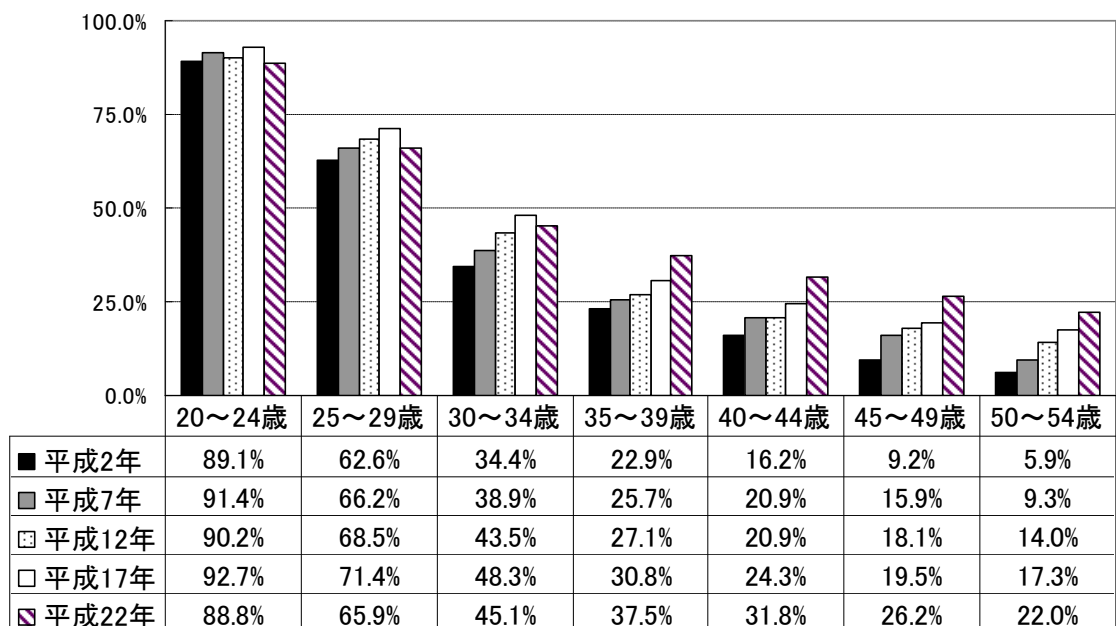
	婚 姻		離 婚	
	(人)	(人口千人対)	(人)	(人口千人対)
平成21年	3,172	6.9	1,074	2.33
平成22年	3,072	6.7	1,110	2.41
平成23年	2,921	6.4	1,070	2.33
平成24年	2,862	6.1	957	2.04
平成25年	2,888	6.2	1,009	2.16

資料：保健行政の概要'14

(10) 年代別未婚率の推移

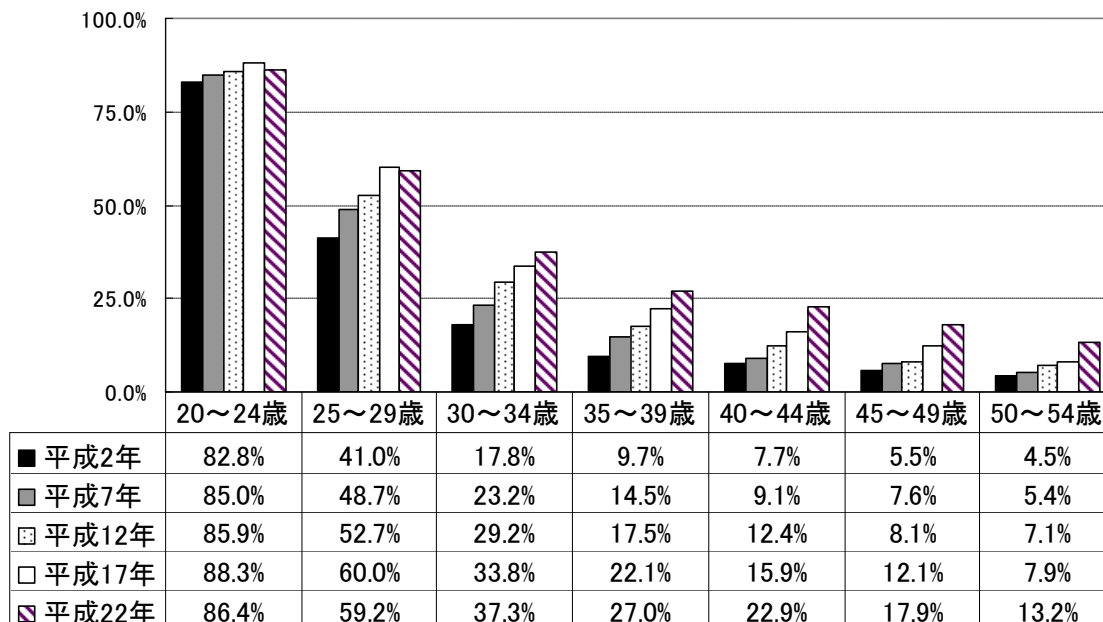
本市の年代別未婚率の推移をみると、男性、女性ともに平成2年から平成22年にかけて各年代で増加傾向にあります。平成2年から平成22年での女性の未婚率の増加は、25～29歳で18.2ポイント、30～34歳で19.5ポイント、それぞれ高くなっています。

■年代別未婚率の推移【男性】



資料：国勢調査(各年10月1日)

■年代別未婚率の推移「女性」



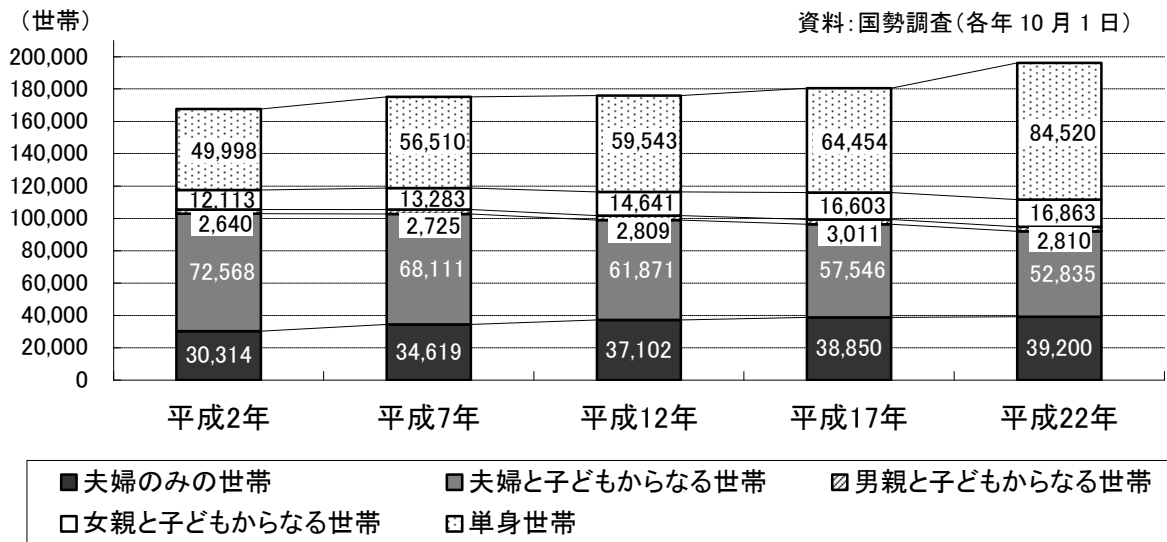
資料：国勢調査（各年10月1日）

2 世帯の状況

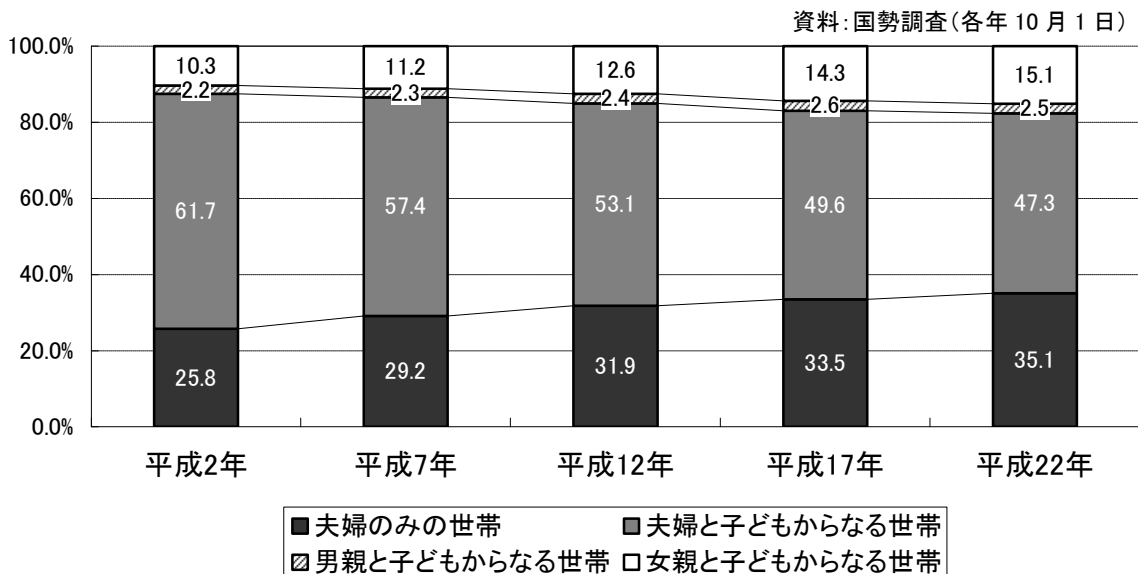
(1) 世帯類型別世帯数の推移

本市の世帯類型別世帯数の推移をみると、夫婦のみの世帯、女親と子どもからなる世帯、単身世帯は増加傾向にある一方、夫婦と子どもからなる世帯は減少傾向にあります。また、核家族の世帯類型別世帯数の構成比の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて夫婦のみ世帯で9.3ポイント、女親と子どもからなる世帯で4.8ポイント高くなっています。

■世帯類型別世帯数の推移



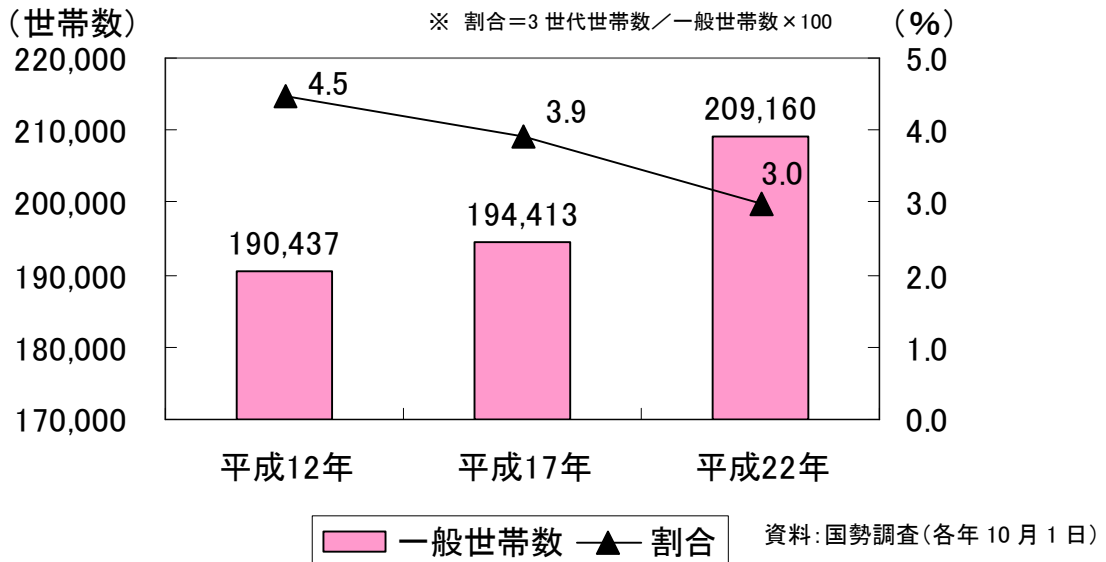
■核家族の世帯類型別世帯数の構成比の推移



(2) 3世代同居率の推移

本市の3世代同居率は減少傾向が続いており、特に平成17年から平成22年にかけては一般世帯数が大きく増加しているものの、3世代同居率は0.9ポイント減少しています。

■ 3世代同居率の推移

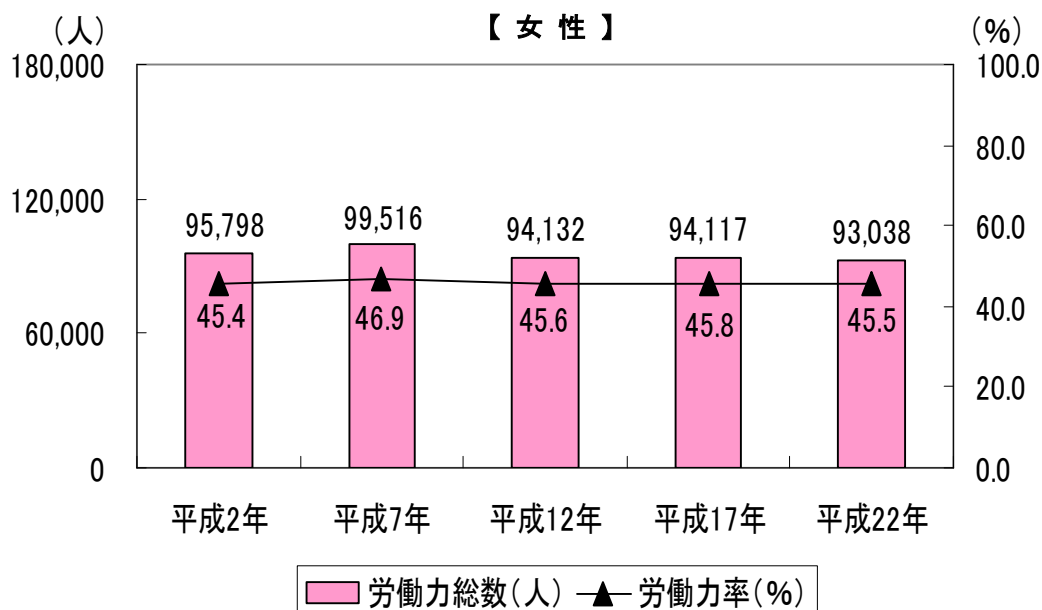
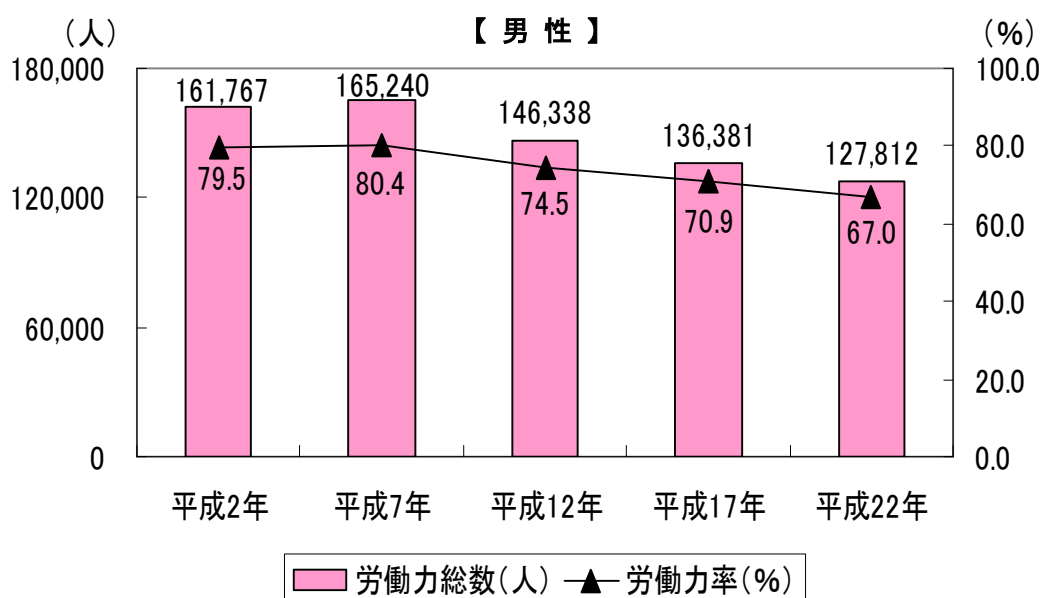


3 就労の状況

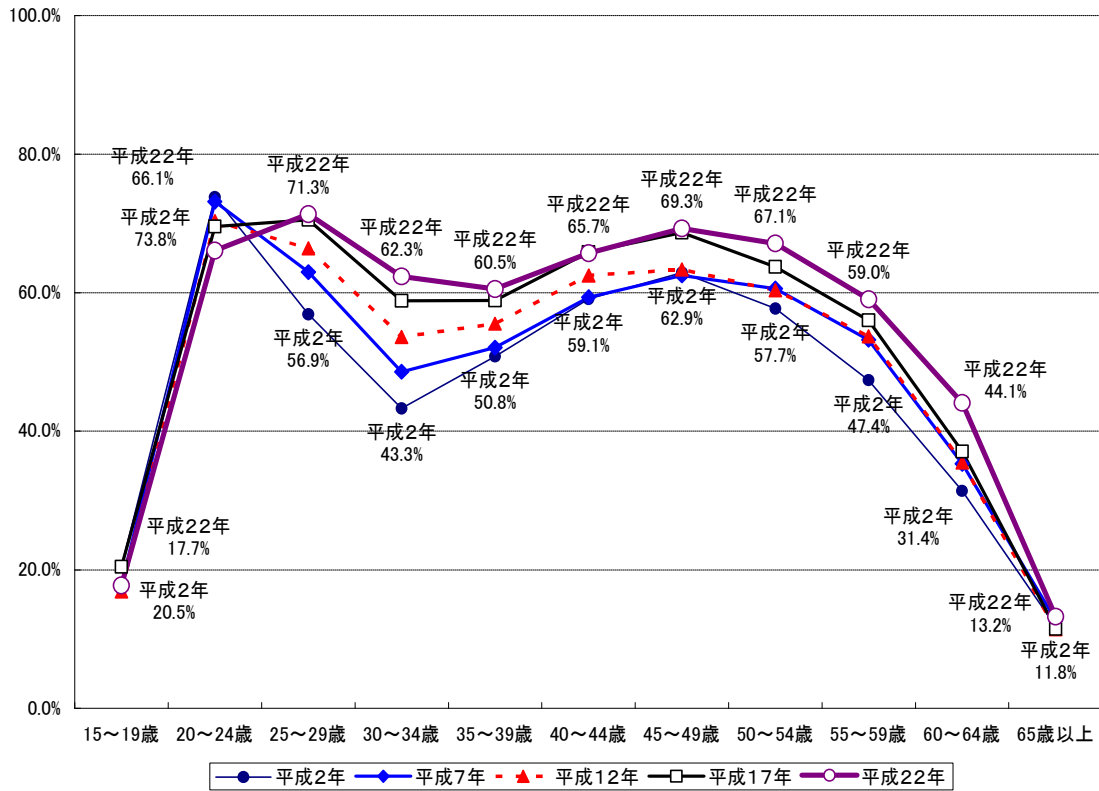
(1) 労働力人口と労働力率の状況

本市の労働力人口と労働力率の状況をみると、男性は減少、女性は横ばいで推移しています。また、女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）をみると、平成2年から平成22年にかけて25歳～64歳の労働力率が増加しており、特に30～34歳では20年間で19.0ポイントと大きく増加しています。

■男女別の労働力人口と労働力率



■女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）



資料:国勢調査(各年10月1日)

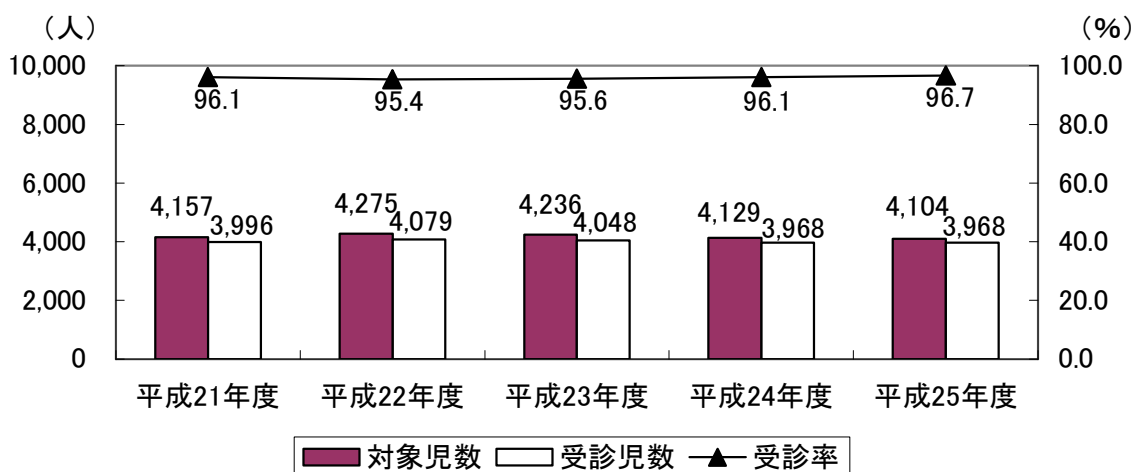
4 子育て環境の状況

(1) 健康管理の状況

① 乳幼児健康診査の実施状況

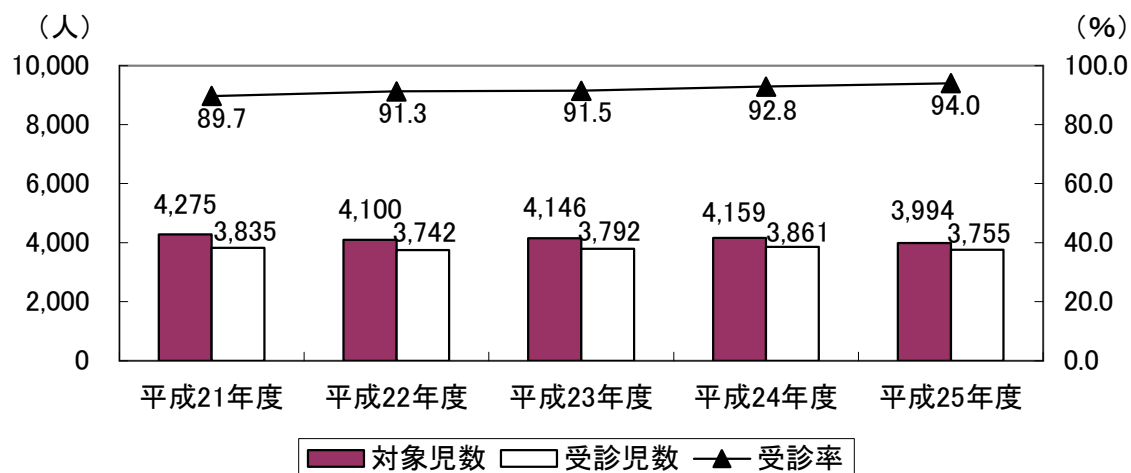
本市の乳幼児健康診査の実施状況をみると、受診率は3か月児健診、9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、すべてにおいて上昇傾向にあります。

■ 3か月児健診の状況



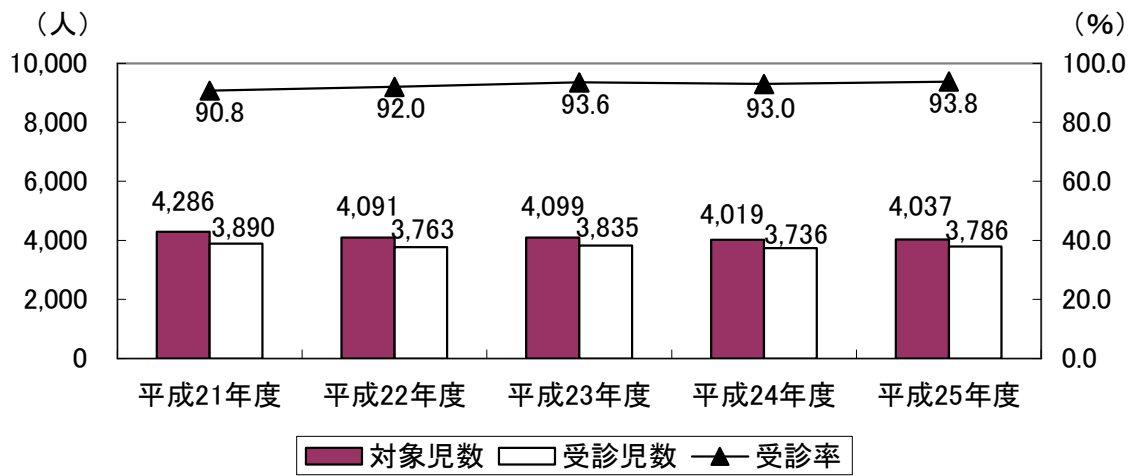
資料:保健行政の概要('13及び'14)

■ 9か月児健診の状況



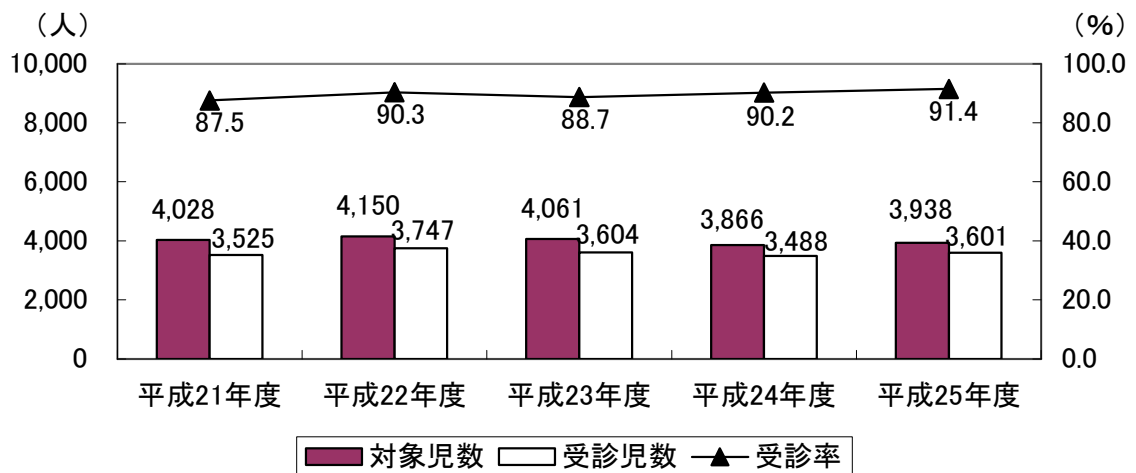
資料:保健行政の概要('13及び'14)

■ 1歳6か月児健診の状況



資料: 保健行政の概要('13及び'14)

■ 3歳児健診の状況

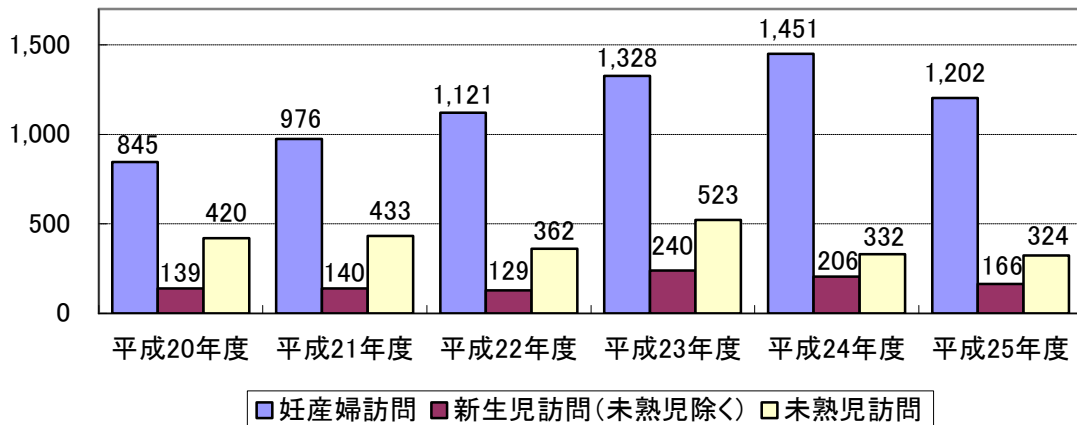


資料: 保健行政の概要('13及び'14)

② 訪問指導の実施状況

本市の訪問指導の実施状況をみると、妊産婦訪問は平成20年度から平成24年度にかけて増加傾向でしたが、平成25年度は減少しています。新生児訪問（未熟児除く）、未熟児訪問は増減を繰り返しています。

■訪問指導の実施状況

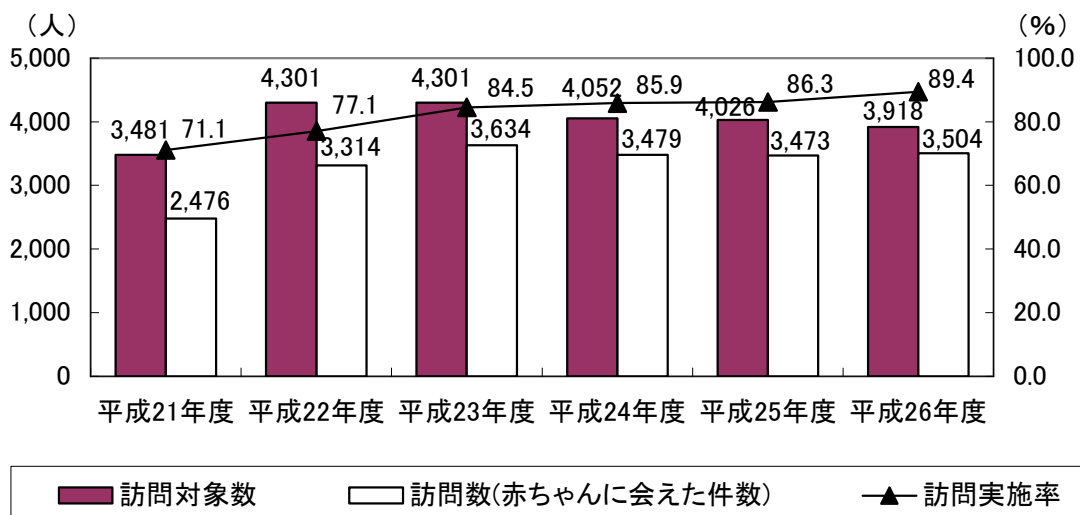


資料：保健行政の概要'14

③ こんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率

本市のこんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率をみると、平成21年度から平成26年度にかけて増加傾向にあります。

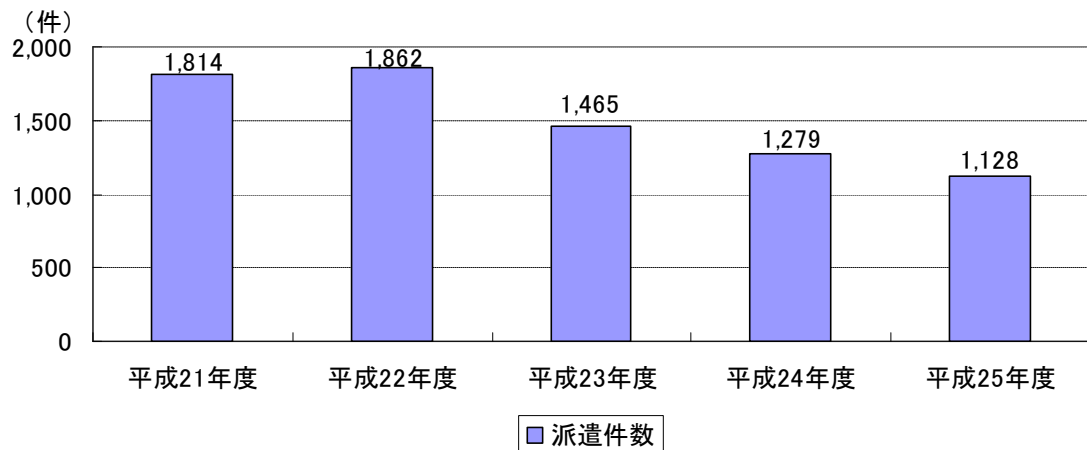
■こんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率



④ 育児支援専門員の派遣実績

本市の育児支援専門員の派遣実績をみると、平成22年度から平成25年度にかけて減少傾向にあります。

■育児支援専門員の派遣実績

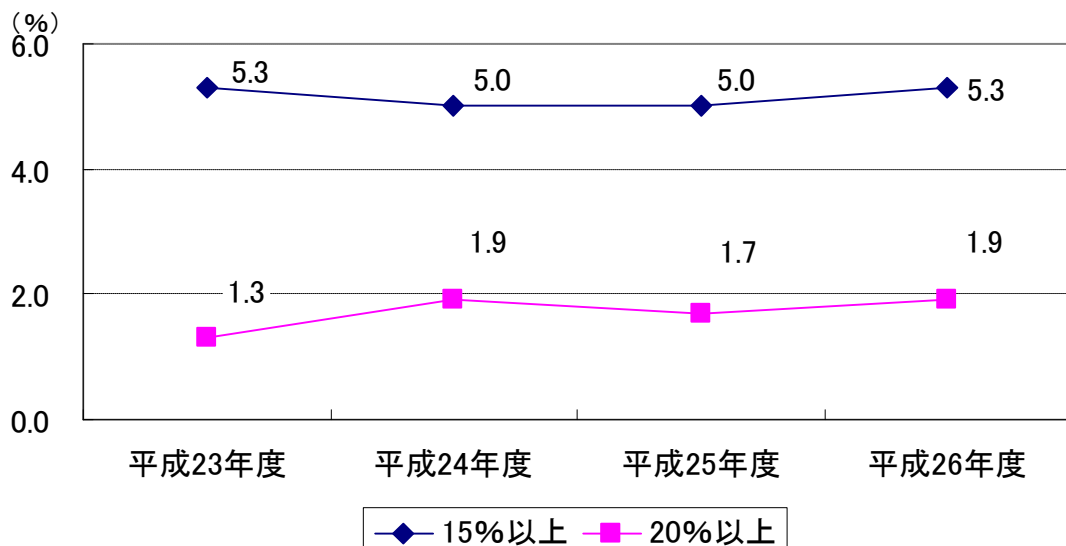


資料：保健行政の概要（'10から'14まで）

⑤ 3歳児健診受診者の肥満の状況

本市の3歳児健診受診者における肥満の実施状況をみると、平成23年度から平成26年度にかけて肥満傾向児（肥満度15%以上20%未満）、肥満児（肥満度20%以上）の割合は、ともにほぼ横ばいの状況です。

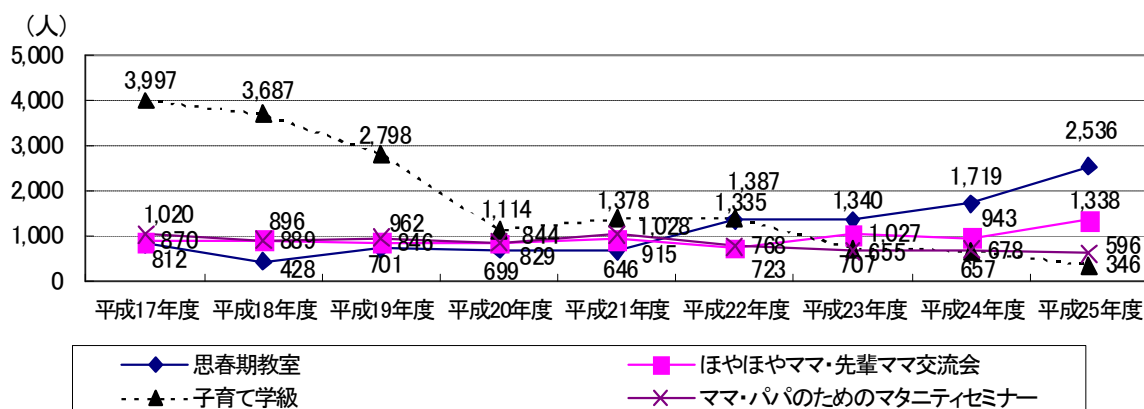
■3歳児健診受診者の肥満の状況



⑥ その他子育て支援に関する教室等の実施状況

本市のその他子育て支援に関する教室等の実施状況をみると、平成17年から平成21年にかけて緩やかな減少傾向にあった「思春期教室」や「ほやほやママ・先輩ママ」は平成22年以降は増加傾向にある一方、「子育て学級」や「ママ・パパのためのマタニティセミナー」は減少傾向が続いています。

■ その他子育て支援に関する教室等の実施状況



資料:保健行政の概要('06から'14まで)

⑦ 児童虐待の相談件数

西宮こども家庭センター（尼崎市、西宮市、芦屋市を管轄）における児童虐待の相談受付件数をみると、センターの受付総数は平成26年度で580件と増加傾向にあり、本市では44.0%を占めています。また、平成26年度の被虐待児童の年齢区分をみると、8割以上が小学生以下となっています。

■ 西宮こども家庭センター児童虐待相談受付件数

区分	尼崎市		センター 受付総数
	件数	(%)	
平成22年度	269	54.1%	497
平成23年度	182	50.7%	359
平成24年度	212	45.5%	466
平成25年度	249	51.7%	482
平成26年度	255	44.0%	580

■ 西宮こども家庭センター被虐待児童の年齢区分（平成26年度）

区分	小学生以下		中学生以下	
	件数	(%)	件数	(%)
被虐待児童	487	86.7%	75	13.3%

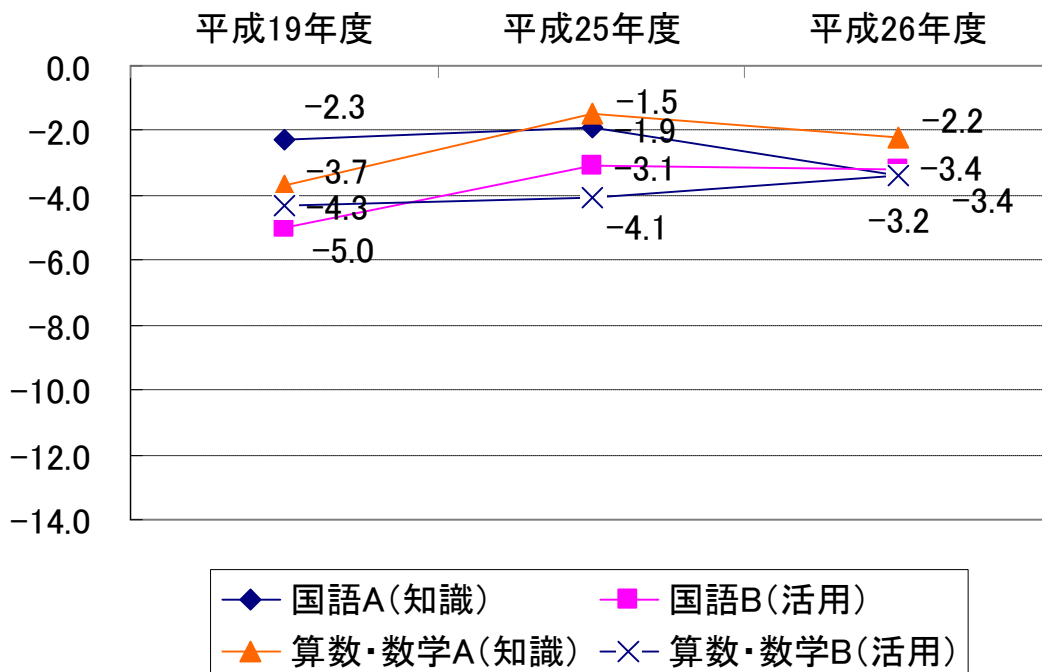
(2) 教育環境の状況

① 小・中学校の学力の状況

本市の小・中学校の学力の状況として、本市の平均正答率と全国平均との差の推移をみると、平 19 年度から平成 26 年度にかけて小学 6 年生では、全国平均との差は緩やかに縮まってきている一方、中学 3 年生では、急速に縮まってきています。

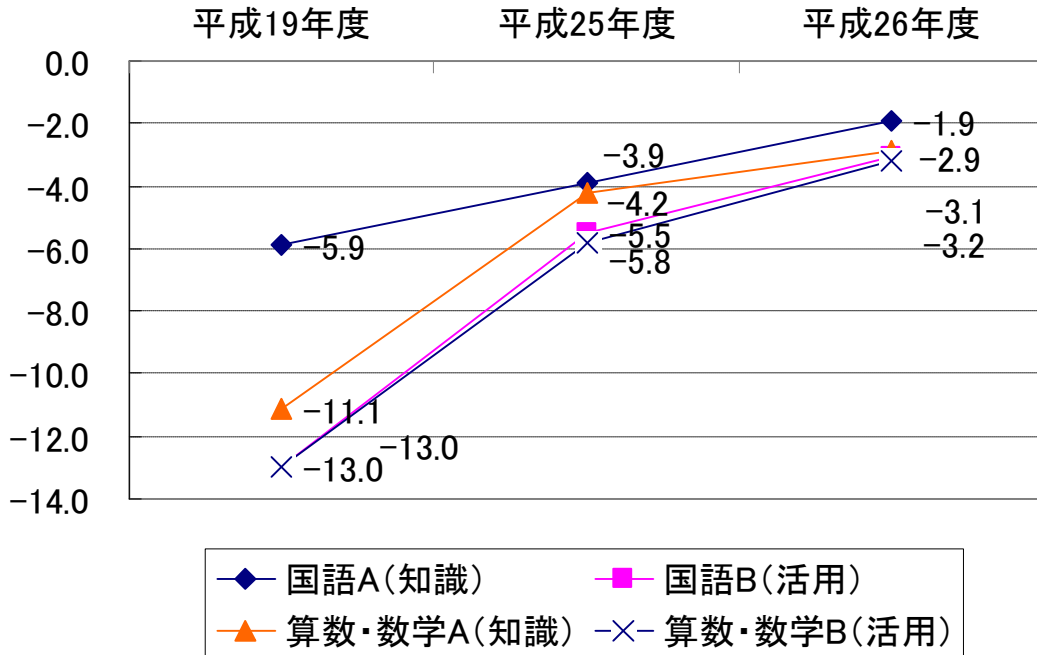
■本市の平均正答率と全国平均との差の推移

【小学 6 年生】



資料：平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果報告

【 中学 3 年生 】



資料：平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果報告

② 不登校児童生徒の状況

30 日以上欠席した不登校児童生徒の状況をみると、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて小学校では増加傾向、中学校では減少傾向にあります。また、平成 26 年度の出現率は、小学校、中学校ともに全国の値を上回っています。

■不登校児童生徒の状況推移

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		全国出現率
	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	
小学校	85	0.36%	120	0.52%	141	0.62%	141	0.64%	123	0.56%	0.39%
中学校	449	4.46%	439	4.29%	413	3.97%	429	4.17%	426	4.21%	2.76%

5 子どもと子育て家庭の状況（アンケート・意識調査結果より）

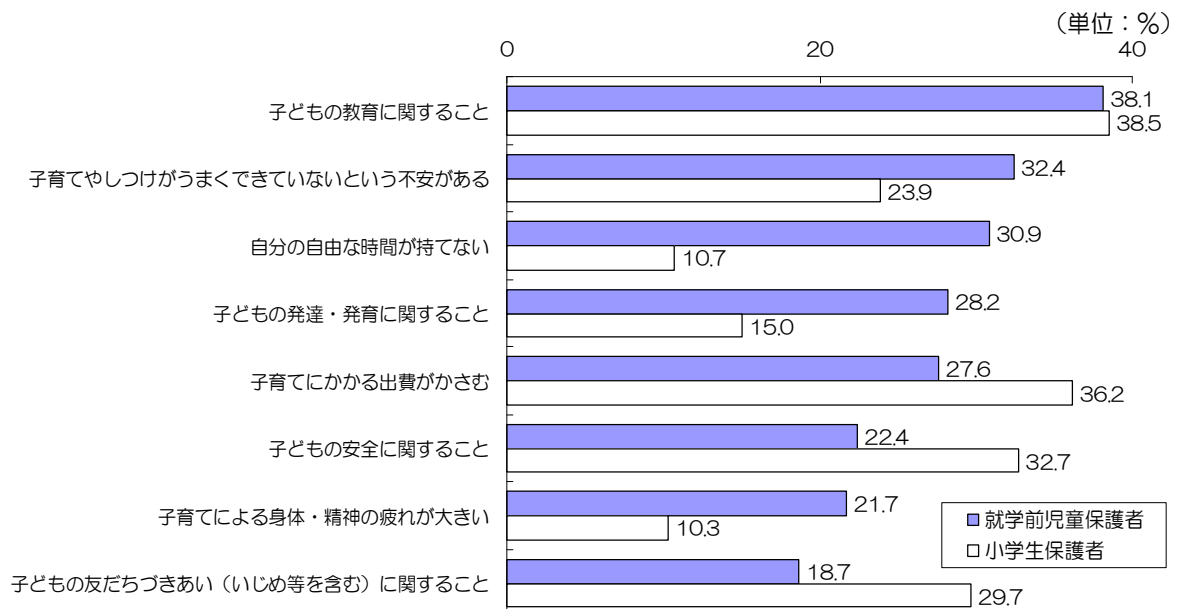
(1) 保護者向けアンケート結果より

① 子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることについて、就学前児童では「子どもの教育に関すること」「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「自分の自由な時間が持てない」の割合が、小学生では「子どもの教育に関すること」「子育てにかかる出費がかさむ」「子どもの安全に関すること」の割合がそれぞれ上位を占めています。

また、6年前の調査との経年比較では、就学前児童における「子どもの教育に関すること」「子どもの発達・発育に関すること」の割合が高くなっている一方、「子育てにかかる出費がかさむ」「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」の割合が低くなっています。小学生の経年比較では、「子どもの発達・発育に関すること」「子育てにかかる出費がかさむ」の割合が高くなっている一方、「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「子どもの教育に関すること」の割合が低くなっています。

■子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること（25年度調査結果）



■子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること（経年変化）

事業計画策定に係るニーズ調査

就学前児童保護者	今回調査	中間年調査	前回調査	今回調査
	(N=1132)	(N=893)	(N=717)	一前回調査
単位：%	割合	割合	割合	差
子どもの教育に関すること	38.1	34.3	29.4	8.7
子育てやしつけがうまくできていないという不安がある	32.4	36.1	37.9	▲5.5
自分の自由な時間が持てない	30.9	33.4	33.9	▲3.0
子どもの発達・発育に関すること	28.2	22.3	21.3	6.9
子育てにかかる出費がかさむ	27.6	30.8	33.6	▲6.0
子育てによる身体・精神の疲れが大きい	21.7	17.2	19.1	2.6
子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	18.7	24.0	18.5	0.2

事業計画策定に係るニーズ調査

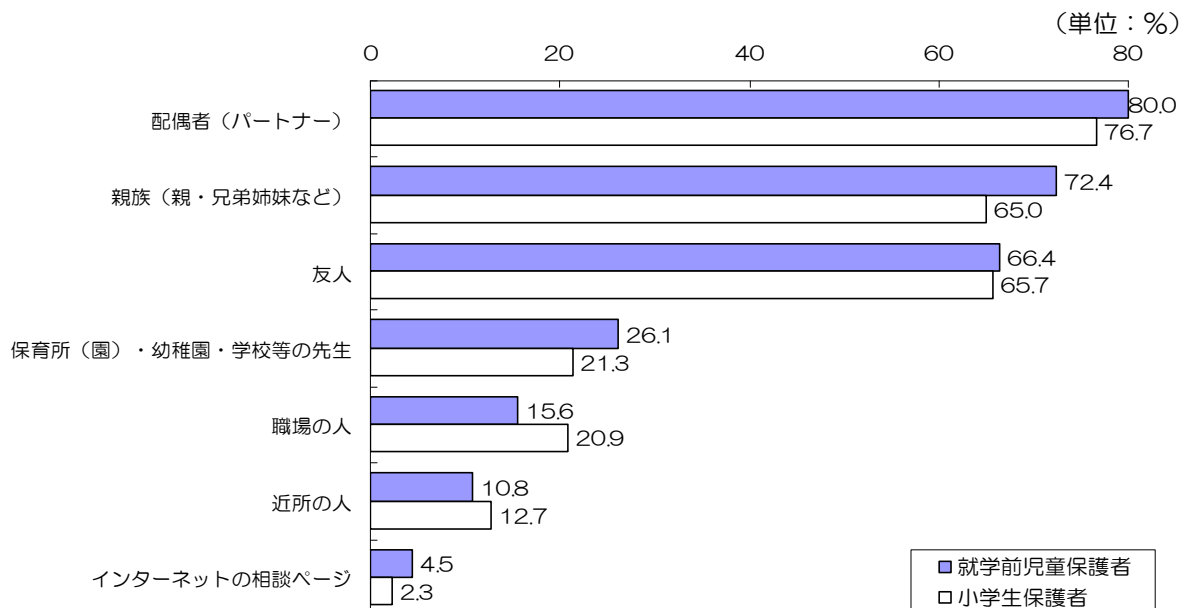
小学生保護者	今回調査	中間年調査	前回調査	今回調査
	(N=1082)	(N=718)	(N=1213)	一前回調査
単位：%	割合	割合	割合	差
子どもの教育に関すること	38.5	49.9	40.7	▲2.2
子育てやしつけがうまくできていないという不安がある	23.9	32.3	28.9	▲5.0
自分の自由な時間が持てない	10.7	15.5	11.5	▲0.8
子どもの発達・発育に関すること	15.0	15.5	10.4	4.6
子育てにかかる出費がかさむ	36.2	50.6	33.2	3.0
子育てによる身体・精神の疲れが大きい	10.3	12.0	7.8	2.5
子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	29.7	32.3	27.8	1.9

※「子どもの安全に関すること」については、今回調査の追加項目であるため除外している。

② 子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先

就学前児童、小学生ともに、「配偶者（パートナー）」「親族（親・兄弟姉妹など）」「友人」の割合が上位を占めており、6年前の調査との経年比較でもあまり変化はありません。

■子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先（25年度調査結果）



■子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先（経年変化）

事業計画策定に係るニーズ調査

就学前児童保護者	今回調査	中間年調査	前回調査	今回調査
	(N=1,132)	(N=893)	(N=717)	前回調査
単位：%	割合	割合	割合	差
配偶者（パートナー）	80.0	76.8	79.1	0.9
親族（親・兄弟姉妹など）	72.4	75.3	73.9	▲1.5
友人	66.4	64.8	69.6	▲3.2
保育所（園）・幼稚園・学校等の先生	26.1	19.5	19.8	6.3
職場の人	15.6	11.4	12.3	3.3
近所の人	10.8	10.3	14.2	▲3.4
インターネットの相談ページ	4.5	4.8	6.6	▲2.1

事業計画策定に係るニーズ調査

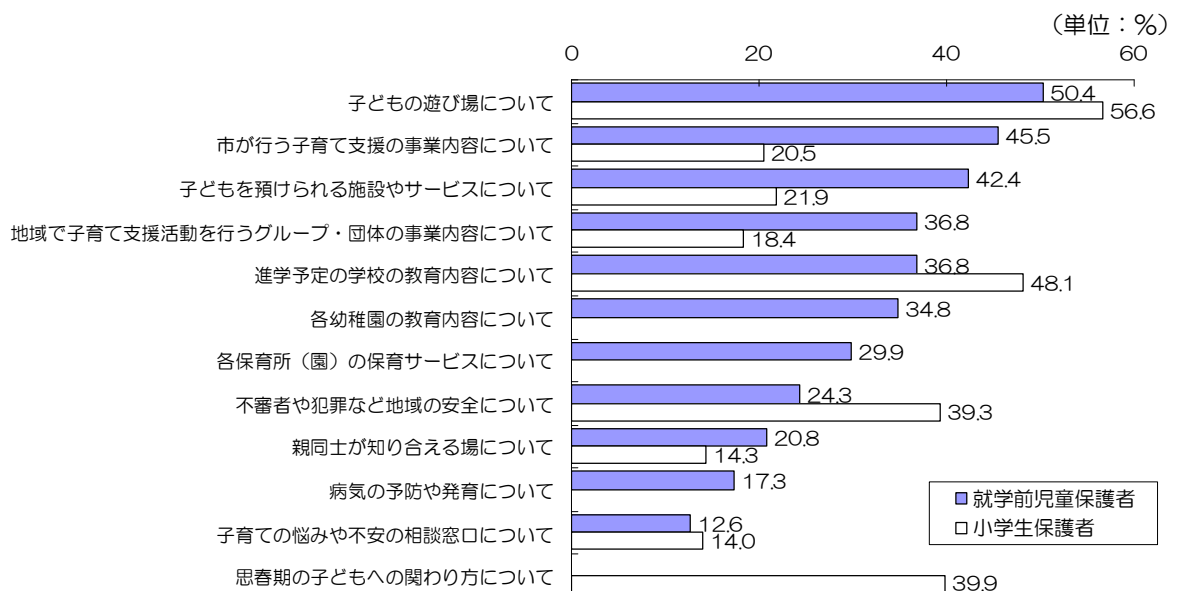
小学生保護者	今回調査	中間年調査	前回調査	今回調査
	(N=1,082)	(N=718)	(N=1,213)	前回調査
単位：%	割合	割合	割合	差
配偶者（パートナー）	76.7	67.5	69.2	7.5
親族（親・兄弟姉妹など）	65.0	57.1	59.0	6.0
友人	65.7	62.5	66.4	▲0.7
保育所（園）・幼稚園・学校等の先生	21.3	15.7	16.3	5.0
職場の人	20.9	19.6	18.1	2.8
近所の人	12.7	10.4	12.5	0.2
インターネットの相談ページ	2.3	1.9	1.9	0.4

③ 子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの

就学前児童では「子どもの遊び場について」「市が行う子育て支援の事業内容について」「子どもを預けられる施設やサービスについて」の割合が、小学生では「子どもの遊び場について」「進学予定の学校の教育内容について」「不審者や犯罪など地域の安全について」の割合がそれぞれ上位を占めています。

また、3年前の調査との経年比較では、就学前児童における「市が行う子育て支援の事業内容について」「地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について」の割合が、小学生では、「子どもの遊び場について」の割合が高くなっています。

■子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの（25年度調査結果）



■子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの（経年変化）

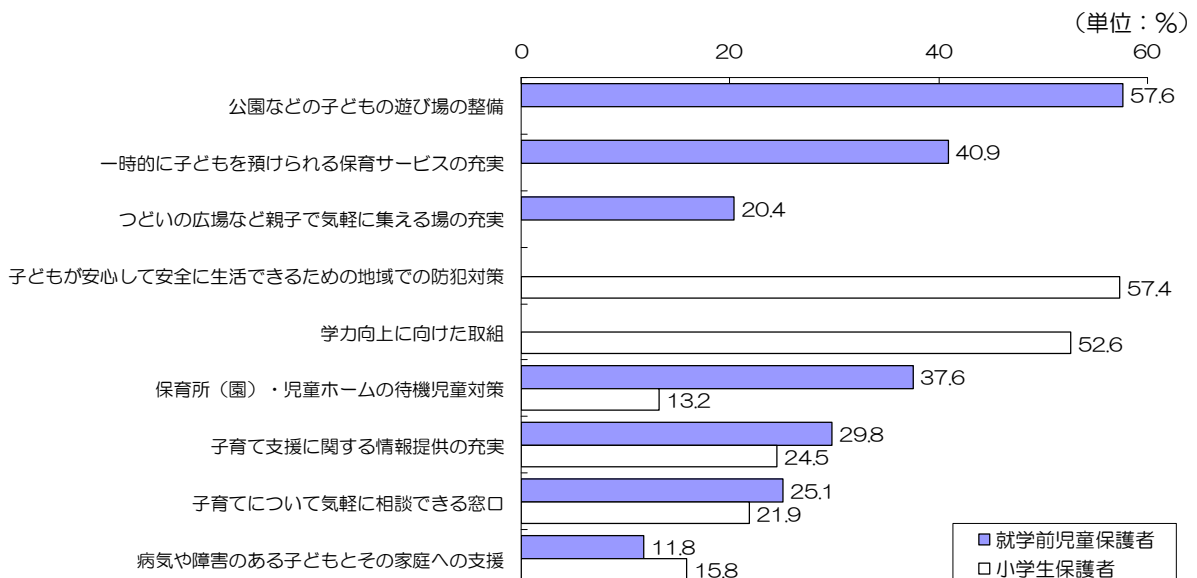
就学前児童保護者	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=538)	中間年調査 (N=893)	前回調査 (N=717)	今回調査－ 中間年調査
単位：％	割合	割合	割合	差
子どもの遊び場について	50.4	30.5	—	19.9
市が行う子育て支援の事業内容について	45.5	16.6	—	28.9
子どもを預けられる施設やサービスについて	42.4	21.6	—	20.8
地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について	36.8	10.0	—	26.8
進学予定の学校の教育内容について	36.8	31.1	—	5.7
各幼稚園の教育内容について	34.8	21.8	—	13.0
各保育所（園）の保育サービスについて	29.9	17.4	—	12.5
不審者や犯罪など地域の安全について	24.3	28.4	—	▲4.1
親同士が知り合える場について	20.8	12.1	—	8.7
病気の予防や発育について	17.3	15.1	—	2.2

小学生保護者	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=484)	中間年調査 (N=718)	前回調査 (N=1,213)	今回調査－ 中間年調査
単位：％	割合	割合	割合	差
子どもの遊び場について	56.6	20.9	—	35.7
市が行う子育て支援の事業内容について	20.5	9.2	—	11.3
子どもを預けられる施設やサービスについて	21.9	7.5	—	14.4
地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について	18.4	7.4	—	11.0
進学予定の学校の教育内容について	48.1	34.8	—	13.3
各幼稚園の教育内容について	—	—	—	—
各保育所（園）の保育サービスについて	—	—	—	—
不審者や犯罪など地域の安全について	39.3	25.5	—	13.8
親同士が知り合える場について	14.3	4.6	—	9.7
病気の予防や発育について	—	—	—	—

④ 尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの

就学前児童では「公園などの子どもの遊び場の整備」「一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」「保育所（園）・児童ホームの待機児童対策」の割合が、小学生では「子どもが安心して安全に生活できるための地域での防犯対策」「学力向上に向けた取組」「子育て支援に関する情報提供の充実」の割合がそれぞれ上位を占めています。

■尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの（25年度調査結果）



(2) 中・高生向け意識調査結果より

① 悩みの内容、相談相手【中学生】

中学生全体における悩みの相談相手については、「母」「学校の友だち・先輩」の割合が高い傾向にあり、「異性のこと」「性のこと」「いじめのこと」については、「だれもいない」の割合がやや高くなっています。

6年前の調査との経年比較では、「将来や進路のこと」「塾や習い事のこと」「お金のこと」「体や健康のこと」では、相談相手として「父」の割合が増加しています。

また、性別でみると、男子よりも女子の方が「学校の友だち・先輩」に相談する割合が高く、相談相手が「誰もいない」と答えた割合は、女子よりも男子の方が高い傾向にあり、6年前の調査結果でも同様の傾向となっています。

② 悩みの内容、相談相手【高校生】

高校生全体における悩みの相談相手については、「母」「学校の友だち・先輩」の割合が高い傾向にあり、「塾や習い事のこと」「性のこと」「自分の容姿のこと」「いじめのこと」については、「だれもいない」の割合がやや高くなっています。

6年前の調査との経年比較では、「将来や進路のこと」「お金のこと」「体や健康のこと」では、相談相手として「父」の割合が増加しています。

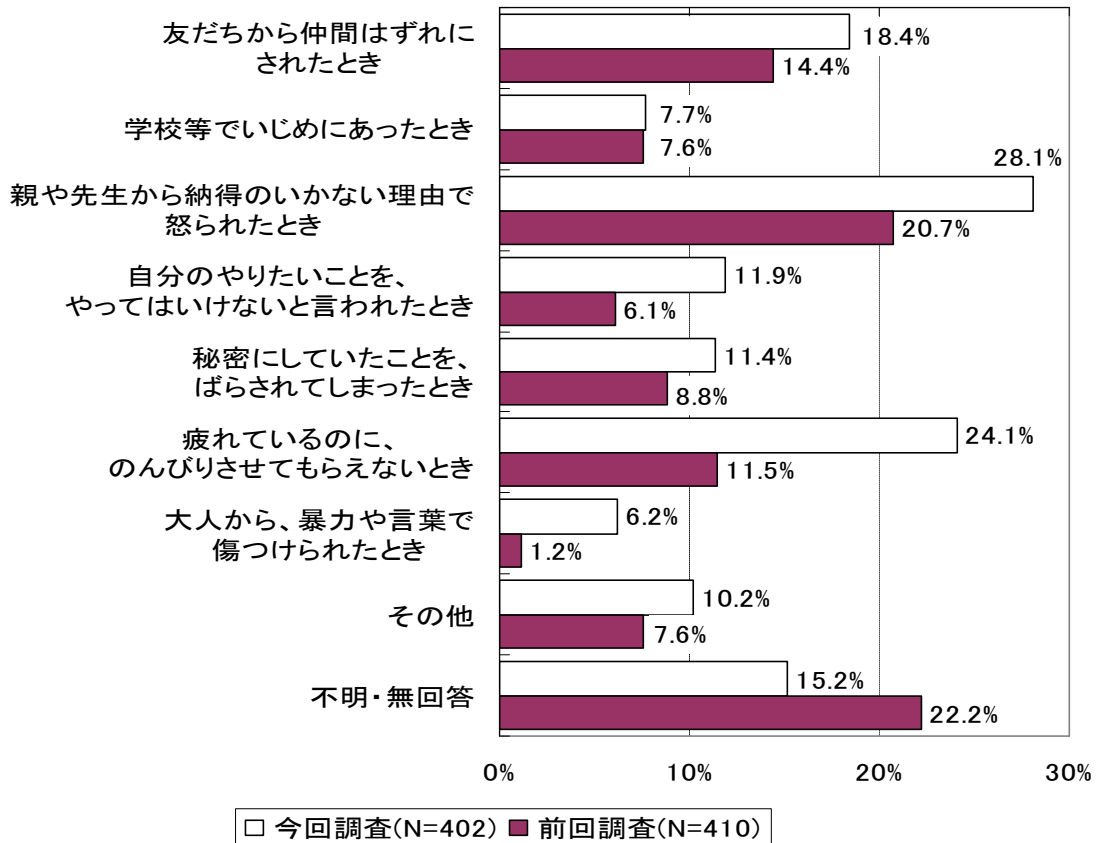
また、性別でみると、男子よりも女子の方が「母」「学校の友だち・先輩」に相談する割合が高く、「異性のこと」「塾や習い事のこと」「お金のこと」「自分の容姿のこと」「体や健康のこと」について相談相手が「誰もいない」と答えた割合は、男子よりも女子の方が高い傾向にあり、6年前の調査結果でも同様の傾向となっています。

③ 一番つらいと思ったとき

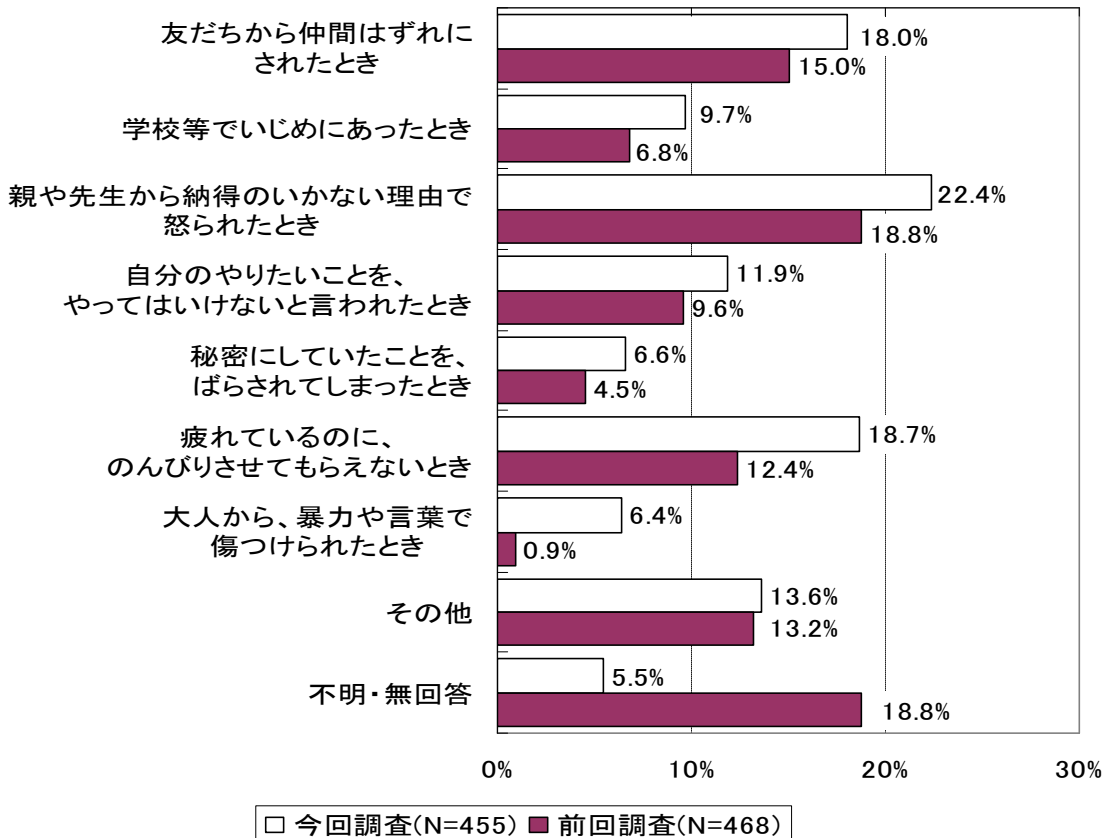
中学生、高校生ともに「親や先生から納得のいかない理由で怒られたとき」の割合が最も高かったのは6年前の調査結果と同じですが、次いで高かったのは「疲れているのに、のんびりさせてもらえないとき」となっており、特に中学生では6年前の調査結果よりも2倍以上の高い割合となっています。

上記以外で中学生、高校生ともに6年前の調査結果との経年比較で5ポイント以上高くなっている項目は「大人から、暴力や言葉で傷つけられたとき」となっています。

【中学生】



【高校生】

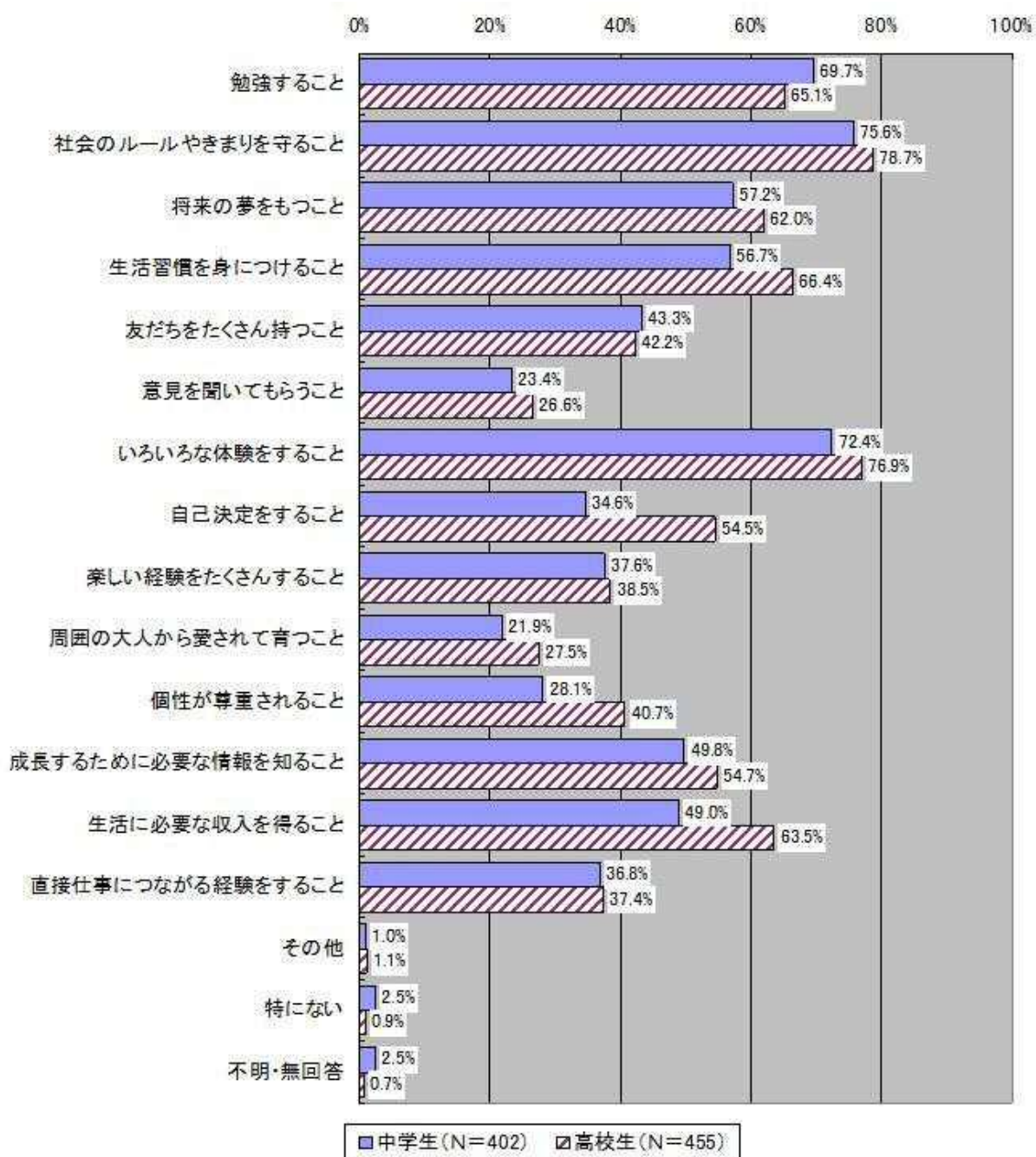


④ 将来、自立した大人になるために、大切だと思うこと

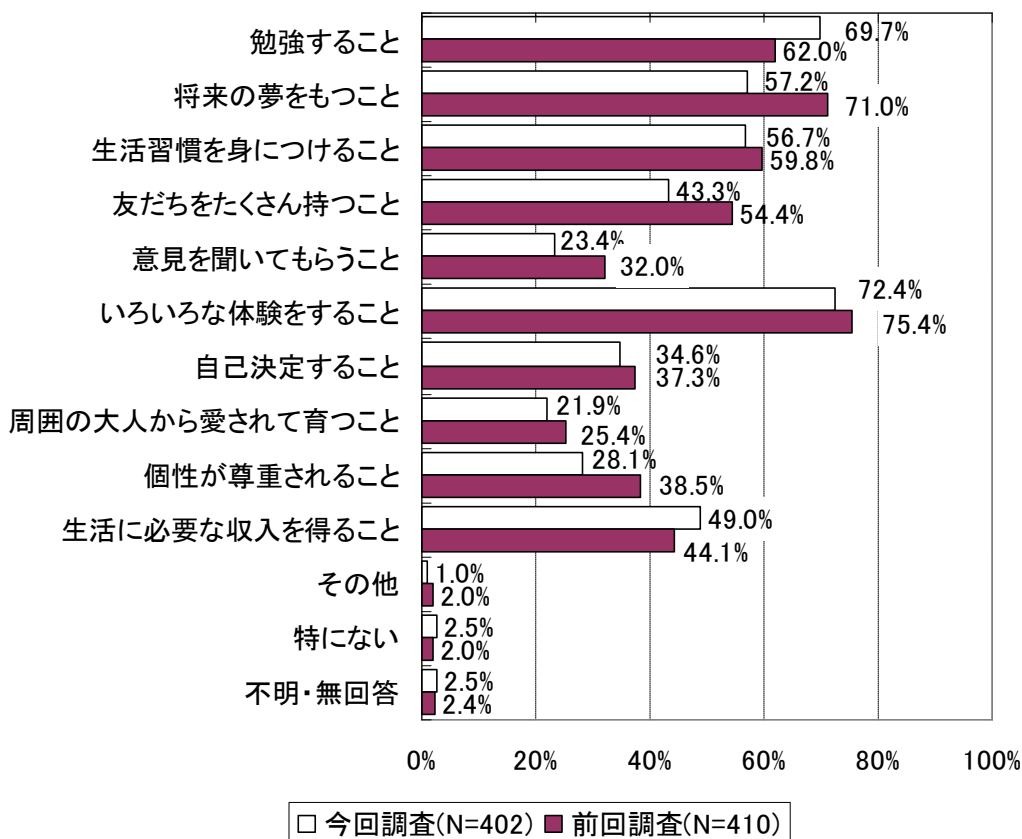
将来、自立した大人になるために、大切だと思うことについては、中学生、高校生ともに「社会のルールや決まりを守ること」の割合が最も高くなっています。

6年前の調査結果と比較すると、中学生における「将来の夢をもとこと」の割合は約20ポイント低くなっており、高校生における「生活に必要な収入を得ること」の割合は約20ポイント高くなっています。

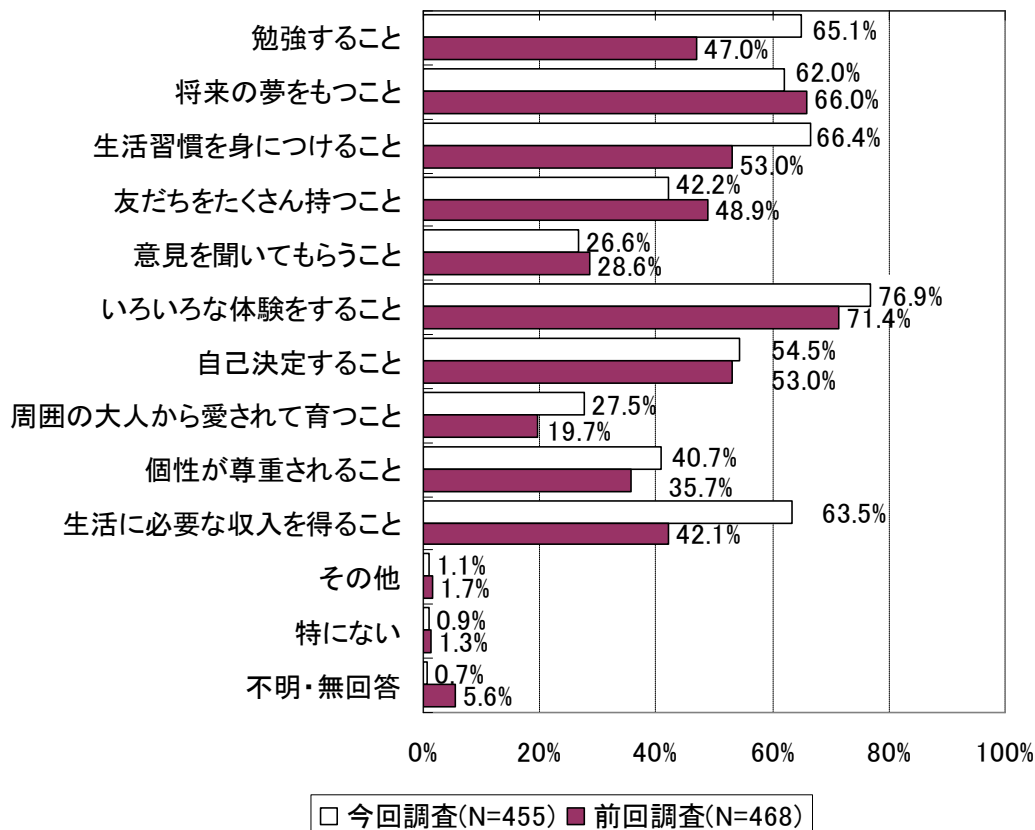
■将来、自立した大人になるために、大切だと思うこと



【中学生】



【高校生】

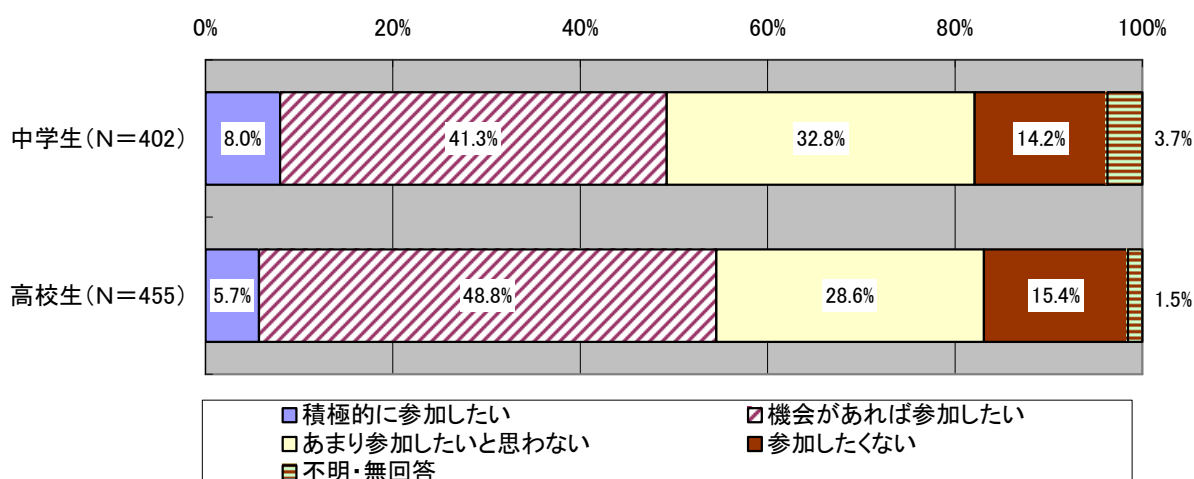


⑤ 地域活動への参加について

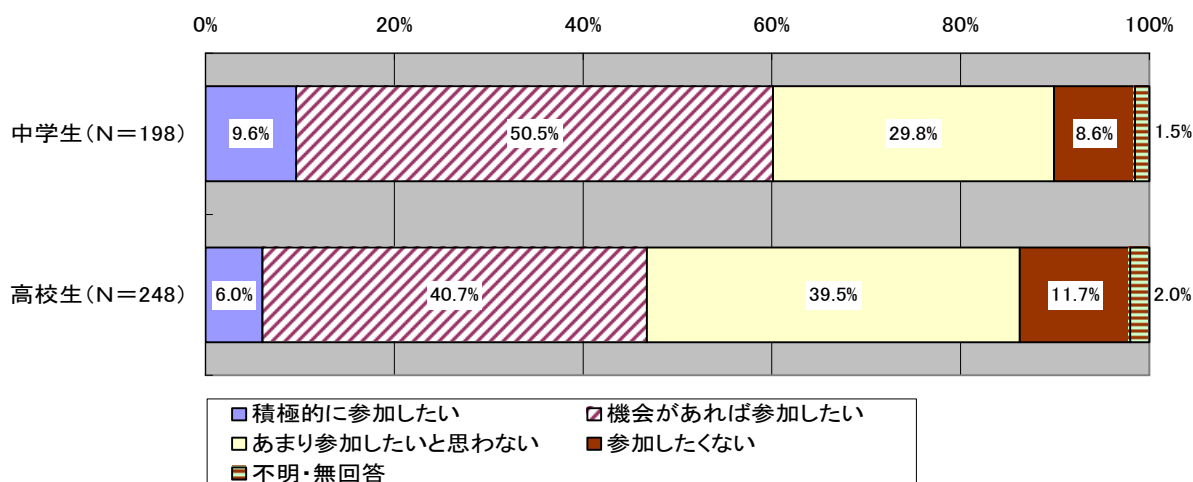
運動会、祭り、清掃活動、その他の地域の行事への参加意向については、中学生、高校生ともに『参加したい』（「積極的に参加したい」「機会があれば参加したい」の割合の合計）と『参加したくない』（「あまり参加したいと思わない」「参加したくない」の割合の合計）は、ほぼ同割合であり、『参加したい』と回答した中学生のうち約6割、および高校生の約5割は、企画段階から「積極的に参加したい」もしくは「機会があれば参加したい」と回答しています。

一方、『参加したくない』と回答した理由として、中学生、高校生ともに「勉強や部活等で時間がない」「身近に活動がない／知らない」「行事に魅力がないから」の割合が高くなっています。

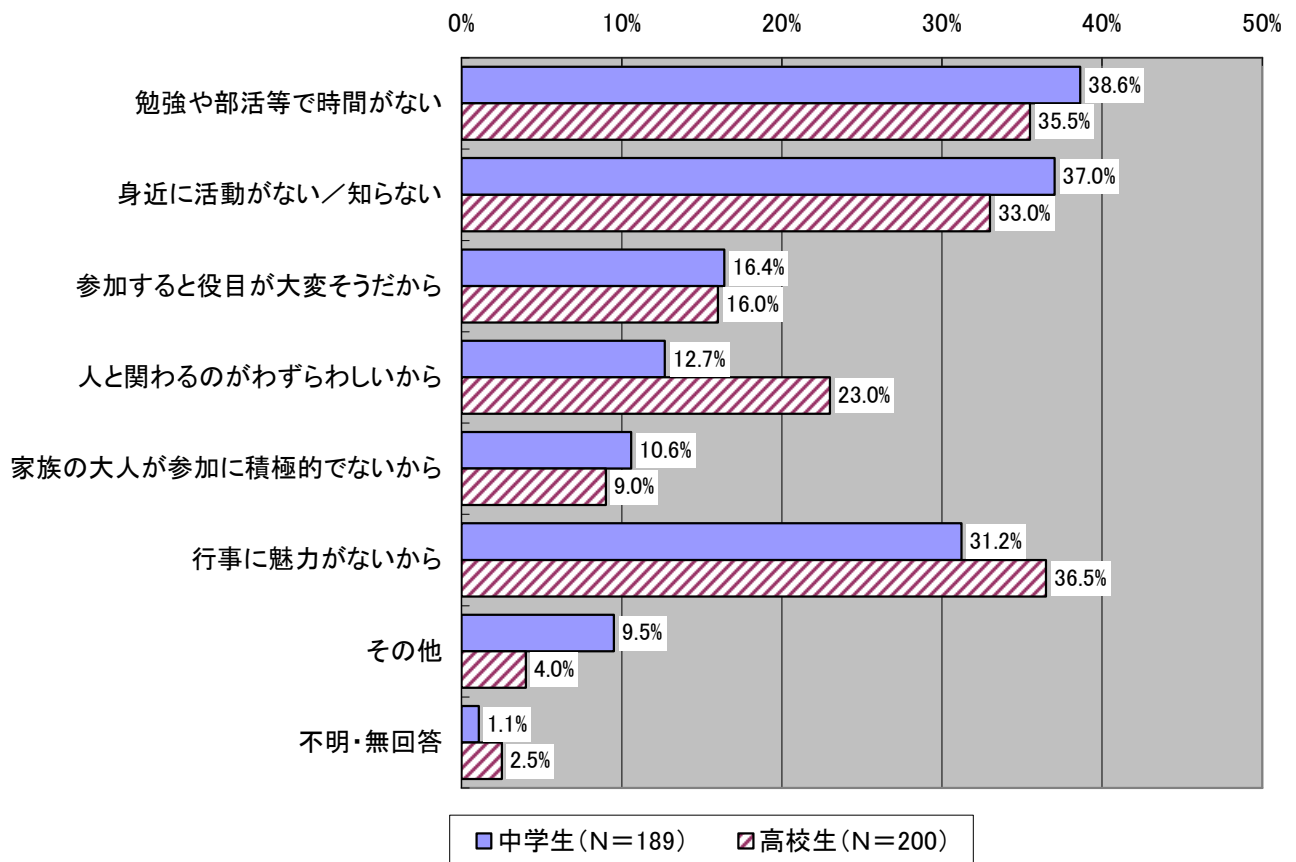
■地域活動への参加について



■地域活動への企画段階からの参加について



■地域活動に参加したくない理由

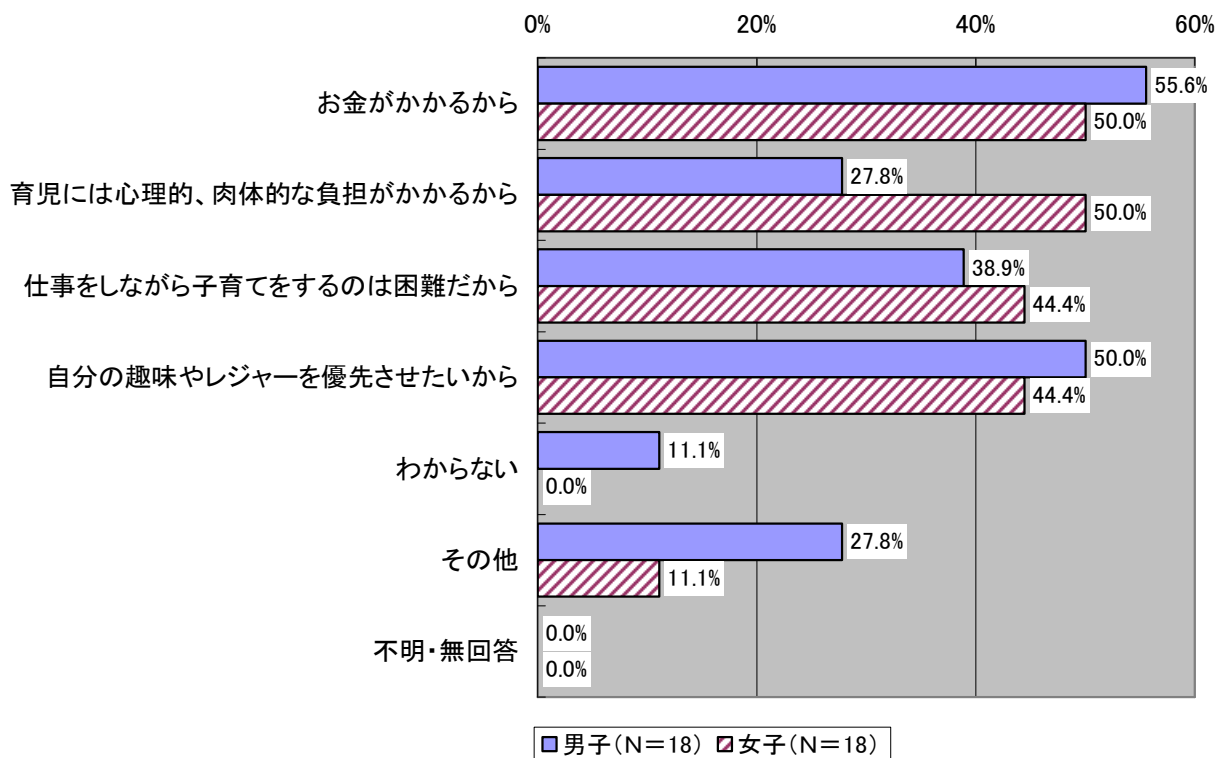


⑥ 中学生、高校生の子どもを持つことへの意識

中学生では「当然、子どもをもって育てたいと思う」の割合が最も高く、その中でも乳幼児とふれあう機会が「たくさんある」中学生は、「まったくない」中学生よりも40ポイント以上高くなっています。

高校生では約7割が「子どもがほしい」と回答しており、その中でも乳幼児とふれあう機会が「たくさんある」高校生は、「まったくない」高校生よりも25ポイント以上高くなっています。一方、高校生の子どもがほしくない理由を性別でみると、「お金がかかるから」「自分の趣味やレジャーを優先させたいから」の割合は男子の方が高く、「育児には心理的、肉体的な負担がかかるから」「仕事をしながら子育てをするのは困難だから」の割合は女子の方が高くなっています。

■子どもがほしくない理由（高校生のみ男女別）

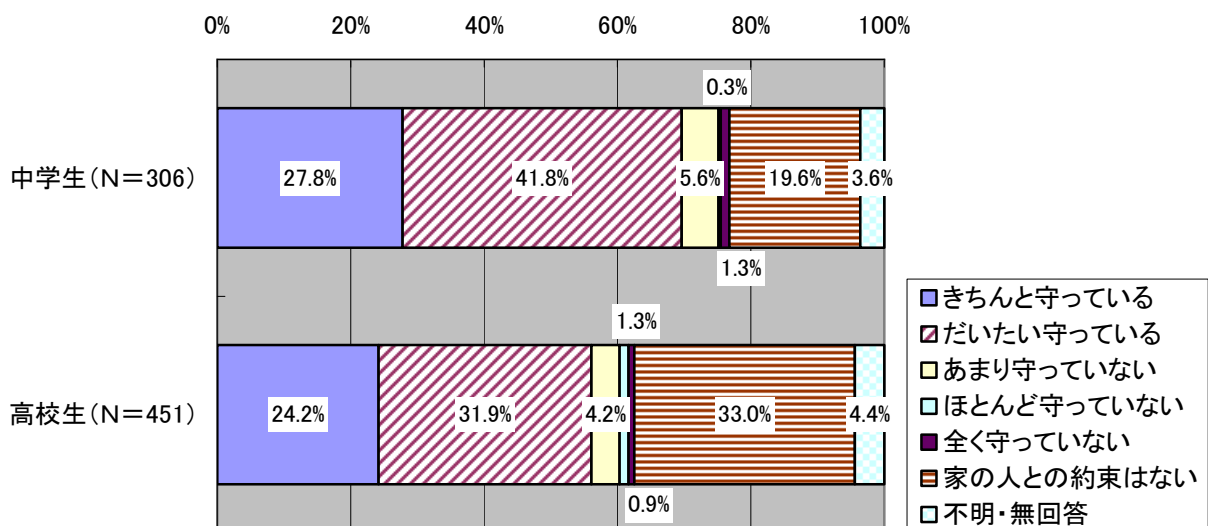


⑦ 携帯電話（スマートフォンを含む）の所持状況等

中学生の約8割、高校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っています。

携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守っている」を合わせると中学生、高校生ともに5割を超えている一方、中学生の約2割、高校生の約3割が「家の人との約束はない」と回答しています。

■携帯電話やスマートフォンの使用ルールについて



新たな次世代計画における施策に関連する指標一覧

● 目標 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

施策(1) 安全に安心して生み育てるための支援

施策の方向性 ① 妊産婦・子どもへの健康づくり支援

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
妊娠11週以内の届出率	93.2%	94.6%	↑
母子の健康保持や早期支援を可能にするため、妊娠が判明してから速やかに届出がなされるよう取組みます。			
乳幼児健康診査の受診率	3ヵ月児 96.7%	3ヵ月児 95.5%	↑
	9~10ヵ月児 94.0%	9~10ヵ月児 93.9%	
	1歳6ヵ月児 93.8%	1歳6ヵ月児 94.4%	
	3歳児 91.4%	3歳児 92.2%	
子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見・早期支援につなげるため、乳幼児健康診査の受診率向上に取組みます。			
予防接種（法定）の接種率 （麻しん・風しん）	1期 93.7%	1期 95.7%	↑
	2期 97.4%	2期 89.4%	
伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防し健康を保持するため、予防接種の接種率向上に取組みます。			
毎日朝食を食べる人の割合 ※	幼児 94%	幼児 94%	↑
	小学生 95%	小学生 93%	
	中学生 91%	中学生 89%	
規則正しい食習慣を身につけるための取組みや、食育を通じた健全な生活習慣の確立に向けた取組みを行います。			
尼っこ健診における生活習慣病の 有所見率	45.8%	52.2%	→
生活習慣病予防に向けた取組みにより、子どもの健康保持・増進に努めます。			

※ 幼児は幼稚園・保育所（園）を通じた保護者向けアンケート結果より算出
小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出

施策の方向性 ② 子育てしやすいまちに向けた取組み

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
市内の犯罪認知件数	9,434件	8,639件	↓
市民、警察、防犯協会等の関係機関と連携し、地域の安全・安心の確保に取組みます。			
市内の自転車関連事故件数	1,043件	1,009件	↓
交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた啓発により、地域の安全・安心の確保に努めます。			

施策 (2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

施策の方向性 ① 家庭の子育て力向上のための支援

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	46.4%	47.7%	↑
各種相談窓口や気軽に立ち寄ることができる交流の場の周知をはじめ、子育て支援に関する効果的な情報発信により、子育て家庭の利用度・満足度が高まるよう努めます。			
こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	86.3%	89.4%	↑
母子の状況・養育環境の把握、子育てに関する情報提供、子育てに関する相談・指導などを行い、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、適切なサービス提供につなげます。			

施策の方向性 ② 子育てと仕事の調和の実現に向けた取り組み

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	64.3%	68.0%	↑
男女共同参画社会づくりの意識啓発に取組み、家庭における子育てと仕事の調和の促進に努めます。			
無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合	23.2%	31.2%	↑
女性の就労希望をかなえ、多様な働き方に対応した支援によるワーク・ライフ・バランスの実現により、男女がともに子育てしやすい環境整備に取り組めます。			

● 目標 2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策 (1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

施策の方向性 ① 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25 年度	26 年度	
要保護児童対策地域協議会の相談件数	1,556 件	1,827 件	↑
支援を必要とする子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止に取り組めます。			
子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	20 校	30 校	↑
学校現場への福祉の視点の導入、学校内の支援体制づくりのサポートに取り組めます。			
生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	90.7%	89.6%	↑
生活困窮家庭における世代間連鎖の防止に取り組めます。			

施策の方向性 ② 障害のある子どもとその家庭への支援

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25 年度	26 年度	
障害児支援利用計画の作成達成率	—	4.2%	↑
指定障害児相談支援事業所の拡充や支援等に取り組む、計画作成の促進に努めます。			

施策 (2) 地域で子育てを支えるための支援

施策の方向性 ① 地域の子育て力を高める取組み

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25 年度	26 年度	
子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	100.0%	94.6%	↑
子育て支援に対する意識の醸成や人材の発掘・育成に関する支援などにより、地域の子育て力向上に努めます。			
子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数	33 団体	31 団体	↑
子育て親子が身近な地域で気軽に立ち寄ることができ、情報交換や悩みの相談、交流できる場を増やすことができるよう、地域の子育て支援活動の活性化を促進します。			
少年補導委員による補導活動の延べ人数	16,853 人	17,463 人	↑
補導活動における声かけや注意・指導、および関係機関との情報交換や連携活動により、非行化の早期発見、未然防止に取り組めます。			

● 目標 3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

施策(1) 学校教育の充実に向けた取り組み

施策の方向性 ① 学力向上および健全な心身の育成

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
学力調査における平均正答率の全国との比較	小6 Δ 1.5~ Δ 4.1 中3 Δ 3.9~ Δ 5.8	Δ 2.2~ Δ 3.4 Δ 1.9~ Δ 3.2	↑
各学校の実態に応じた多様な教育を推進し、子どもたちの学力を全国レベルまで引き上げます。			
家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	小6 46.6% 中3 38.3%	小6 47.4% 中3 37.3%	↑
自主学習ノートや家庭学習の手引き等を通じ、子どもたちが家庭学習の習慣を身につけるよう取り組みます。			
不登校児童生徒の割合	小 0.64% 中 4.17%	小 0.56% 中 4.21%	↓
不登校及び不登校傾向にある児童生徒が、早期学校復帰できるよう支援します。			
小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	45.0	44.1	↑
体育の授業や小・中・高連合体育大会、部活動の推進等により、子どもたちの体力・運動能力の向上に努めます。			

施策の方向性 ② 教育環境の整備

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
普通教室空調機設置率	小 47.2% 中 50.8%	小 48.4% 中 52.3%	↑
暑さによる学習や健康への懸念を払拭するとともに学校間の格差を解消し、良好な学習環境を整備します。			

施策の方向性 ③ 学校・家庭・地域社会の連携

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	35.7%	30.4%	↑
家庭の教育力が高まるよう、意識啓発に取り組みます。			
今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合	小6 40.7% 中3 21.0%	小6 44.5% 中3 21.5%	↑
地域活動への参加・参画を促進し、子どもの主体性を育みます。			
のびよ尼っ子健全育成事業への参加者数	79,732人	80,374人	↑
家庭・地域・学校の連携による活動を通じ、児童生徒の健全育成を図ります。			

施策(2) 青少年健全育成のための支援

施策の方向性 ① 多様な学習機会の提供

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
生涯学習推進事業等講座受講者数（公民館利用者数の内数）	16,034人	16,795人	→
生涯学習活動の支援を通じて、交流の支援に取り組めます。			
図書館行事への参加人数	7,065人	7,764人	↑
お話会や読み聞かせなど、読書習慣の動機付けを通じて、子育て親子の交流を支援します。			

施策の方向性 ② 多世代・異年齢との交流

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
家庭・地域教育推進事業等講座受講者数（公民館利用者数の内数）	17,791人	18,471人	→
子育て学習世代間交流事業など各種講座の実施により、地域の教育機能向上に取り組めます。			

施策の方向性 ③ 青少年の主体的な活動支援

施策に関連する指標	現 状		方向性
	25年度	26年度	
青少年活動の団体数	29団体	30団体	↑
スポーツ少年種目別交流大会や、社会参加の場を提供する「青少年地域活動」を実施し、青少年の健全な育成を図ります。			
青少年センターの居場所の利用人数（16:30時点）	3,945人	4,022人	↑
青少年が気軽に立ち寄り、安心して居ることができる環境づくりに取り組めます。			
青少年の居場所の数	5箇所	7箇所	↑
青少年が地域で安心して過ごすことができる場所を確保し、交流の促進などに努めます。			